

A detailed historical map of Naha City, Okinawa, Japan. The map is divided into two main sections. The top section shows a coastal area with several islands and a large fortification. The bottom section shows a large, rectangular city grid with many small buildings and a central canal. The map is labeled with various locations in Japanese characters.

那覇市文化のまちづくりプラン

那覇市文化振興基本計画

那 覇 市

文化の見えるまちづくり

よそのまちを初めて訪れたとき、
私たちは無意識のうちに、そのまちを感じとります。
景観、音、におい、そこを行きかう人々のようす。
私たちが捕らえたのは、そのまちの文化です。
精神的な心のありようと、それがつくりだす具体的なもの。
文化は目に見えるのです。

県都那覇、31 万人余の市民が暮らすまち。
多くの人が訪れるまち。
古い歴史と独自の文化を持つ那覇は、
今、どのような姿をしているのでしょうか。
市民の心のありようや美意識は、どのような形となって、
暮らしの中に、まちの景観に、あるいは、
人と人との交わりの中に現れているのでしょうか。

先達がつくりあげた、世界に誇る芸術文化。
かつて、緑深い居住空間で築かれた共和の精神。
私たちの中に受け継がれた文化のDNA。
それが形になって見える美しい那覇のまちと
質の高い、幸福感を持つことができる市民生活の実現をめざします。



歴史と文化の香り高い 美しい文化都市の実現を

那覇市文化振興基本計画「那覇市文化のまちづくりプラン」を策定しました。

このプランは第3次総合計画の部門計画で、2009年度まで、向こう5年間の那覇市の文化行政の拠りどころとなるものです。

「市民文化の創造と振興」、「伝統文化の保存と継承」という目標を掲げた第3次総合計画の枠組みの中に、市民のみなさまの声を可能な限り取り込んでできたこの計画でめざすのは、歴史と文化の香り高い美しい文化都市の実現です。

「文化都市」とは、そこに住む人々が幸福感を実感でき、そこに住み続けたいと思うような都市です。那覇市はそのようなまちを市民のみなさまと一緒につくっていきます。

今年は、戦後60年の節目の年にあたります。戦後の廃墟の中から近代的な新しいまちをつくり上げた先人のご労苦、偉業に敬意を表さずにはられません。

戦後、米国の統治下に置かれ、政治経済の状況が困難な中、自らの文化を絶やすまいとする人々の気概が、琉球王国に端を発する優れた伝統文化を守りました。60年の年月



を経て、今、その多くが国の有形・無形文化財に指定されています。また、「琉球王国のグスク及び関連遺産群」として、首里城、園比屋武御嶽石門、玉陵、識名園がユネスコの世界遺産に登録されました。誇るべきこれらの伝統文化を継承しながら、この上に、新しい時代の新しい文化を積み上げていくこと、そして、それを次の世代にしっかりと伝えていくこと、これこそが今を生きる私たちに求められている営為だといえます。

このプランは、「市民参加」によってできました。各地域で開いた文化振興懇談会にご出席いただいたみなさま、市民意識調査にお答えくださったみなさま、素案に対するご意見を寄せてくださったみなさま、そのほか、計画策定にあたってご協力いただいた多くの方々に、心から感謝申し上げます。

「市民との協働」、「市民主体」、「市民自治」は、地方自治法の大改正が行われた 2000 年以降の地方自治体のキーワードです。そして、30 年以上も前に、同じ理念を掲げて始まったのが文化行政でした。これからスタートする計画実現の段階においても、多くの市民のみなさまが、「文化のまちづくり」の主人公として、積極的にその舞台にご登場いただきますようお願い申し上げます。

平成 17 年 7 月

那覇市長 新城雄志

CONTENTS

文化のみえるまちづくり	1
市長あいさつ	2
那覇と那覇の文化	6

序章 文化と文化行政

1 文化	10
2 文化行政の理念	11
3 文化行政の流れ	12
4 文化行政の10年	14
5 文化に関する権利	17

第1章 策定の趣旨

1 策定の趣旨	20
2 プランの位置づけ	20
3 プランの期間	20
4 プランの策定方法	21
5 策定の背景	21
6 プランの基本姿勢	22
7 取り組むべき課題	23
8 重点的取組事項	23

那覇市文化振興基本計画体系	24
---------------	----

第2章 「那覇市文化のまちづくりプラン」の理念と目標

1 理念	26
2 目標	27

第3章 目標の達成に向けて ～基本方針と基本施策～

市民文化の創造と振興

1 市民の創造・表現活動を支援します	30
2 市民の文化交流活動を支援します	33
3 市民の学習・研究・自己啓発活動の充実を図ります	34

地域・都市文化の創造と振興

1 地域・都市の特性を生かしたまちづくりをします	36
2 歴史を生かしたまちづくりをします	38
3 水と緑の美しいまちづくりをします	40

伝統文化の保存と継承

1 文化財を保護します	42
2 文化遺産を保存・公開し、学術文化を展開します	44
3 伝統文化を継承し、発展させます	45

行政の文化化の推進

1 職員の能力開発を推進します	48
2 情報の共有化を図ります	49
3 行政への市民参画と市民との協働を推進します	49
4 すべての事業に文化の視点を投入します	49

第4章 プランの推進にあたって

1 文化行政推進のための庁内組織を整備します	52
2 市民文化委員会をつくります	52
3 企画運営体制を強化します	53
4 沖縄県立芸術大学等との連携を図ります	53
5 プランの推進状況を毎年度検証します	53
6 継続的に取り組みます	54
7 人材を確保します	54

那覇と那覇の文化

1950年代に、旧那覇市と首里市、真和志市、小禄村が合併してできたまち、それが現在の那覇市です。したがって、那覇のまちとその文化について述べる時、その特性をひとことで表現するのは容易ではありません。

合併前のそれぞれの地域特性もさることながら、これに加えて、古くは王国時代から戦前を含め、現在に至るまでの間に、那覇市には、他市町村、他都道府県、あるいは外国から転入した新しい市民が加わりました。旧と新との融合あるいは非融合から生まれる多面的な表情を持ったまち、それが那覇であり、それこそが特徴ともいえるでしょう。

それでもあえていうなら、常に沖縄を代表する中心都市であった、ということになります。琉球王国の時代はもとより、明治12年の「琉球処分」により沖縄県となった後も、現在に至るまで、那覇は県庁所在地としてその地位を譲ることはありませんでした。

琉球王国が歴史上に姿を現した察度王の時代、その居城は浦添でしたが、沖縄本島に統一政権を誕生させた尚巴志が、王城を首里の地に構えた15世紀初頭以降は、首里が王国の中心となりました。

王国時代、王城では王以下の百官が政務を行い、ときに中国からの冊封使（さっぽうし）を迎えて、国王の冊封儀式のほか諸儀礼が行われました。また、聞得大君（きこえおおぎみ）を中心とした女官たちの神事も王城の聖域である「京の内」で厳かに執り行われました。

那覇の港には、古くは中国を始め、東南アジア諸国、日本の船が出入りし、また、王国の船も海外へと旅立っていきました。那覇の地には多くの人が集まり、物資が集積され、文化の交流がなされました。

諸外国との交流により導入された人、物は王国文化やまちの文化を育み発展させました。それは、染織や漆芸、陶芸、絵画などの美術工芸の世界から、踊りや音楽、料理にいたるまで、さまざまな分野に及んでいます。また、神事、仏事をはじめ、精神文化やそれに伴う慣習なども、日本や中国の影響を受けながら、独自の世界を築いていきました。

王国文化に代表される首里、港町・商都として発展する那覇に加えて、典型的な農村地帯であった真和志には、王の別荘の「識名園」が建てられたほか、近代においては、県立女子師範学校や県立第一高等女学校、県立第二中学校が設置され、恵まれた教育環境の中で、県内各地から多くの希望にあふれた若者たちが集まり、勉学にいそしみました。

都市に隣接する農村として、真和志とともに枢要な地位を占めていた小禄も、戦前まで、鏡水大根（カガンジデークニ）に代表されるような典型的な農村地帯でした。また、「小禄紺地（ウルクンジー）」の本場としてもその名声を欲しいままにし、当間の地に、初めて間切立女子実業補習学校が設立され、機織りや裁縫など、質の高い職業教育が実施されました。

一方、まちの発展は、各時代に建築物や自然景観など、多くのものを生成・創造すると同時に、埋立てや河川改修、宅地造成など、多くの開発も行われました。ゆるやかな時の流れの中で、創造と破壊を繰り返して築かれたのが中心都市那覇だったのです。

沖縄戦は、王国と近代が築きあげたまちをわずか数か月で、完膚なきまでに破壊しました。戦後、私たちの先達は、廃墟の中からまちの再建に取り組みました。

戦後 60 年。10・10 空襲で灰燼に帰したなはのまちは不死鳥のように蘇り、沖縄県の政治・経済・文化の中心都市として、また、国内外から多くの客が訪れる観光都市として発展しています。かつての王都首里には首里城が復元されました。また、米軍基地として接収された小禄金城地域や真和志北部の銘苅地域は返還され、新たな市街地として生まれ変わり、各々めざましい発展を続けています。

那覇は新たな顔を持つまちへと変身を遂げたのです。

古い歴史と文化を持つ那覇は、これまで継承されてきた文化を大事に守り育てるとともに、さらに新たな文化を創造し、より良く変化し進化を遂げるまちづくりをすることが求められます。これこそが、沖縄の中心であり、先端である那覇の特質だからです。



序 章

文化と文化行政

- 1 文化
- 2 文化行政の理念
- 3 文化行政の流れ
- 4 文化行政の10年
- 5 文化に関する権利

1 文化

「文化」とは抽象的で広い概念を持つことばです。

私たちの心のありようから、制度やしぐみ、そして実際に人間がつくりあげる物にいたるまで、「文化」ということばが使われます。

また、「文化的」ということばが発するイメージも、「洗練された」、「美しい」、「先進的な」、「楽しい」、「人間的な」など、さまざまです。

平成13年12月に公布、施行された「文化芸術振興基本法」を受けて、翌年12月に閣議決定された「文化芸術の振興に関する基本的な方針」では、「文化は最も広くとらえると、人間が自然とのかかわりや風土の中で生まれ、育ち、身に付けていく立ち居振る舞いや、衣食住をはじめとする暮らし、生活様式、価値観など、およそ人間と人間の生活に関わるすべてのことを意味する」と説明しています。

さらに、「文化」を「人間が理想を実現していくための精神活動及びその成果」という側面から見た場合の、その意義、すなわち、①人間が人間らしく生きるための糧、②ともに生きる基盤の形成、③質の高い経済活動の実現、④人類の真の発展への貢献、⑤世界平和の礎の5項目に照らし合わせると、文化の中核をなすものは、芸術、メディア芸術、伝統芸能、生活文化、国民娯楽、出版物、文化財などの文化芸術で、これらは、すべての国民が真にゆとりと潤いを実感できる心豊かな生活を実現していく上で必要不可欠なものと定めています。

ところで、文化行政の「文化」とは何でしょう。

市民の暮らしの質を高め、心豊かに生きていくための「市民文化」、生活の舞台、空間としての「地域・都市文化」、過去の長い時間の中で生まれ、今日まで受け継がれてきた文化財や文化遺産、伝統芸能などに代表される「伝統文化」、これらの文化が、この計画で所管する文化です。それらは、「まちづくり」と呼ばれる行政のすべての分野にかかわってきます。文化行政が総合行政といわれるのはそのためです。

2 文化行政の理念

新しい世紀を前にして、私たちは希望を持ちました。20世紀の戦争と殺戮（りく）の歴史に終わり告げ、全世界の人々が平和で幸福に暮らせることを願いました。しかし、そのきざしはまだ見えません。

科学の発達や生活の利便性の高まり、そして物質の充足とは裏腹に、人心や社会の荒廃はとどまることを忘れたかのようです。

このような中で、人間の感性と理性を磨き上げる芸術文化の役割は、ますますその重要性を増してきています。また、私たちは、日常の暮らしにおいても、その質を高めるような品物を求め、質の高い時を過ごしたいと願うようになりました。その生活の質の向上に芸術文化は大きく貢献します。

さらに、都市化の中で弱体化した地域社会に再び活力を与え、地域のアイデンティティを高め、良好なコミュニティをつくりあげることができるのもまた、文化だといえます。

文化行政はこのような考えに基づいて進められるものですが、教育委員会で担当していた文化行政とは別に、首長部局における文化行政が全国的に広まった1970年代当時の理念をあらためて振り返ると、それは次のとおりです。

文化行政の理念

- 1 文化行政の最終目的は、個性的な文化の根付いた地域社会をつくりだすことである。
- 2 このような地域社会をつくりだす主体は市民である。
- 3 したがって、市民を客体としてきたこれまでの対象化行政＝官治行政を180度転換することが必要となる。
- 4 このような文化行政は、その基本的な考え方として行政総体の自己革新、すなわち、行政の文化化が必要である。

（松下圭一・森 啓編著『文化行政』1981年 学陽書房）

3 文化行政の流れ

(1) 全国的に

1970年代後半、それまで、社会教育法に基づき教育委員会によって行われていた自治体の文化行政を首長部局でも担当するようになりました。

1970年代というのは、戦後の経済成長を経て、ナショナルミニマムの整備が終わったとされる時期です。一定のモノの充足を経て、全国画一的な風景、急激な都市化の中で、人々の価値観が、物から心の豊かさへとシフトしかけたといわれる時代です。

この時代、地方は、全国画一的な風景や状況を生み出す最大の要因となった、国の下請的な行政から脱却し、より地域や住民に密着した、地域の特性を生かした独自の政策に基づいた行政を、国の法律で縛られない分野でめざすようになりました。住民が住みよいまち、住み続けたいと思うまちを住民と一緒にやってつくっていく、これが首長部局における文化行政の始まりで、そのねらいでした。

しかし、この原点の考えは、自治体文化行政が全国的な拡がりを見せた次の80年代には影をひそめるようになりました。

「文化の時代」と呼ばれたこの時代、文化行政は、文化・芸術の振興や文化施設の建設・運営などへ、その力点を移していったからです。文化事業の質や、文化施設の運営のあり方などが文化行政の中心的課題となり、地域独自の政策をつくりあげるための「自治体の政策形成能力の強化」や、文化的なまちを行政と一緒にやってつくる「住民参画」は二義的となりました。とくに、80年代から90年代の初めにかけては、「市民」や「地域社会」の顔が見えにくい状況であったといわれています。この時代、文化行政は当初の総合行政から、「環境」や「福祉」などと同じく「文化」という行政の一分野における行政サービスへと変容した、といえます。

90年代に入ると、日本経済の後退により企業の文化支援活動が減少しました。また、国や地方自治体の財政悪化、それに伴う文化予算の縮小などにより、文化事業が弱体化し、なかなか利用されない立派な文化ホールに対する批判などが起こりました。

一方で、まちづくりに対する市民意識の高まりや、新しい公共を担うNPO団体の台頭がこの時期にみられました。そのような中、文化行政は再び、地域や住民に目を向け、住民と協働で行うまちづくりを視野に入れるようになりました。全国各地で、それぞれの地域文化を核にした地域の活性化やまちおこしが盛んに行われるようになったのは、まだ記憶に新しいところです。この頃から文化行政は、「文化」の持つ力の大きさにより、自治体の経営戦略と密接に関わるようになりました。

そして、21世紀の今、文化行政は再びその原点を確認し、その延長線上に地域主権の時代にふさわしい、市民主体の新しい価値体系を構築していこうという動きが見られます。

(2) 那覇市

那覇市においては、第1次総合計画（1978～1987年）の中で、めざすべき都市像として「文化都市」を掲げました。この都市像は、続く第2次総合計画（1988～1997年）においても、実現すべき都市理念として位置づけられました。

第2次総合計画の初期、1991年（平成3）4月に、企画部（当時）の中に文化局が設置され、本格的な文化行政がスタートしました（現在、文化局は存在しません）。

文化局は、文化行政の初期の理念に基づいて、総合的文化行政を担当する文化企画室と文化事業を推進する文化振興課（文化振興係、市史編集係）、そして、本土復帰前に開館した那覇市民会館の3つのセクションで構成されました。

文化都市の実現に力を入れる市は、文化局の設置と同時に、文化政策体系作りのため、「文化振興基本計画策定調査」を実施しました。この調査報告書を受けて策定されたものが、「那覇市文化振興ビジョン」（1995～2004年）です。

また、この年には、那覇市施行の都市再開発事業の都市ビル「パレットくもじ」が完成し、その中に、市民ギャラリーが移転、続いて、文化局所管の「パレット市民劇場」が新たにオープンしました。これらの文化施設は、立地の良さともあいまって、常に高い稼働率を維持し、市民の文化活動の活性化に寄与するとともに、多彩なジャンルの芸術を鑑賞する場として、開館以来今日まで、市民に親しまれています。

文化行政組織はその後、1994年（平成6）に文化企画室が廃止され、替わって、歴史資料室が設置されました。また、1998年（平成10）には文化局が廃止され、以後、幾度かの組織改変後、2002年（平成14）に、文化振興室と市民会館が統合されました。現在、市民文化部の中に、文化行政に関わる課として、文化振興課と歴史資料室が置かれています。

那覇市における文化行政の流れもまた、時間的な遅れはあるものの、基本的には、全国の流れと同じであったということが、組織変遷のうえから窺い知ることができますが、都市理念としての「文化都市の実現」は、1978年（昭和53）の第1次総合計画以降、現在にいたるまで引き継がれています。1998年（平成10）からスタートした第3次総合計画においては、「生活・文化都市の実現」の基本理念の下、「学び創造する文化都市」が目指すべき都市像として掲げられ、現在、これに基づき、市長部局では、文化振興課を中心に歴史資料室、市民活動課、市民平和交流室、観光課、商工振興課、男女共同参画室、都市計画課、花とみどり課、そして経営企画室などで文化行政が展開されています。

また、教育委員会においても、生涯学習課や市民スポーツ課、文化財課、学校教育課、各地区公民館、図書館、壺屋焼物博物館などにおいて、活発に文化行政が展開されています。

4 文化行政の10年

那覇市のここ10年間の文化行政を、主に、「那覇市文化振興ビジョン」（1995～2004年）に沿って実施された事業をとおして概観します。

(1) 市民文化の振興のために

優れた芸術文化に触れ合う機会として、「日展」や「戦後50年沖縄の美術展」などを開催、また、国内外の一流音楽家、楽団による公演を実施しました。さらに、沖縄においては、鑑賞機会の少ない能・狂言の公演なども実施して好評を得ました。市民と一緒につくる舞台としては、「琉球弧の島うた祭典Ⅲ」、「ふれあいジャズフェスティバル」、「伊江島ハンドー小」などを開催。また、ホールを飛び出し、まちかどや公共施設のなかで行う「お役所ライブ」は、平成8年から始められましたが、既に50回を超え、毎回好評を博しています。

平成7年には、世界遺産特別名勝「識名園」が一般公開されました。

平成10年に開館した壺屋焼物博物館では、特別展、企画展などのほかに、「出前子ども博物館事業」や展示物の案内、壺屋のまちめぐりガイドを担当するボランティアの養成を行いました。

教育委員会では、児童生徒を対象にした「スペシャリストから学ぼう事業」や「本物の舞台体験事業」などを実施。

地域や市民が一体となって取り組むまつり、イベントとしては、「那覇まつり」、「那覇ハーリー」、「N A H A マラソン」、「首里文化祭」、「なは青年祭」などのほか、「識名園友遊会」、「うるく村あしび」、「若狭地域文化祭」、「久茂地川鯉のぼりフェスタ」その他などが開催され、さらに、末吉森で行われた地域と児童主体の組踊「執心鐘入」も話題を呼びました。

そのほか、各公民館では、各種学級・講座等が開催され、また、市民のサークル活動が活発に行われています。さらに、教育委員会では、市民のさまざまな学習の成果の発表の場として、「那覇市生涯学習フェスティバル」を開催しています。

市民の文化活動に対する支援としては、平成4年に設立された「那覇市文化協会」に対して、毎年補助金を交付し、その活動を支援しています。

このほか、日ごろの活動成果を発表する機会の創出として、「バレット市民劇場音楽祭・演劇祭」を開催したほか、市民が主体となって行う舞台芸術の公演に対して、公募により助成を行いました。また、沖縄芝居に対しても助成をしています。

さらに、多彩な文化活動を育てる条件整備として、自治総合センターの「宝くじ普及広報事業」を活用して、地域コミュニティ組織の備品整備を行ったほか、「那覇市立森の家みんな」を建設、また、「那覇 こどものためのデザイン（まちがまるごとミュージアム構想）」を進めています。

(2) 文化都市の建設のために

歴史と文化の香るまちづくりの一環として、首里の龍潭通り沿線を景観形成地区に指定しました。

首里城から綾門通り、国際通り、泊ふ頭にいたる文化軸を設置し、那覇の歴史文化ゾーンとして整備するために、「琉球王国のグスク及び関連遺産群」としてユネスコの世界遺産に登録された市内4箇所の周辺整備事業に取り組みました。

歴史資料室では、沖縄戦と戦後の復興・開発の過程で失われた市内の旧跡や歴史的地名が残る場所に、説明標示板を設置しました。さらに、尚家継承文化遺産に出会える都市を実現するために、「輝く琉球王家の至宝—尚家継承文化遺産展」、「尚家継承美術工芸—琉球王家の美展」、「帰ってきた琉球王朝の秘宝展」の開催ほか、歴史文化講演会や写真展、琉球進貢文物品特別展も開催しました。

ウォーターフロント文化ゾーンの形成を推進するために、ポートルネッサンス21記念公園（泊緑地）、波の上ビーチ、三重城ふるさと海岸を整備しました。

「那覇市緑の基本計画」で、漫湖公園の水辺を、渡り鳥観察など、自然と触れ合える文化ゾーンとして位置づけ、整備に取り組みました。そのなかから、「ちょうちょガーデン」が生まれました。（漫湖は、1999年（平成11）に、国内で11番目のラムサール条約・特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約登録湿地に認定されました。）

1993年（平成5）に開館した那覇市伝統工芸館では、企画展示事業のほか、伝統工芸館まつりなどを実施し、文化の産業化に大きく貢献しました。また、2004年（平成16）11月には、国際通りに建設された「てんぶす那覇」2階に那覇市伝統工芸館が移転、3、4階には那覇市ぶんかテンブス館が開館し、新たな文化発信の拠点として期待されています。

20年前、女性たちの文化祭という趣でスタートした「うないフェスティバル」は、回を重ねるごとに参加団体が増え、現在、観客動員数3千人を越える一大イベントに成長しています。ここでは、平和、人権、環境に関するNPOや市民のネットワーク、パートナーシップづくりが行われています。

交流事業では、外国の留学生が市役所で事務に従事する「民間国際交流事業」や修学旅行平和ガイド事業などを行っています。また、教育委員会においても、県外から多くの小中学生を受け入れ、児童生徒間の文化交流を行っています。

(3) 行政の文化化のために

多岐にわたる那覇市の行政課題に対して、総合的な観点から、各部署が連携して取り組むことを強化するという目的で、2003年（平成15）4月に、重要課題について、横断的かつ迅速に対応する「なは未来室」が設置されました。

職員の能力向上のための職員研修にも力を入れ、地方主権時代に対応した研修のほか、国や県外の自治体への長期派遣や国外の先進都市への派遣研修を行いました。

平成7年度から専門職である学芸員を採用し、文化行政所管部署に配置しました。

行政運営の透明性と市民の市政への参加の拡充を図るため、「那覇市市民意見提出制度」を導入しました。また、インターネット上に開設した那覇市のホームページ上においては、「インターネット相談窓口」を開設し、市政に対するご意見や相談を受けています。

公共を担うNPOを支援する「NPO活動支援センター」が開設されました。本庁市民課が、サービスに関する国際規格ISO9001を認証取得しました。続いて、環境ISO14001を認証取得しました。

美しい景観形成のために、都市計画課では、都市景観に大きな影響を及ぼすおそれのある建築計画に対し、専門家に調査を依頼、そこから得られた助言や提案を計画に反映させる業務を行っています。また、公共施設の整備に関しては、「那覇市都市景観条例」、「沖縄県景観形成条例」に基づき、デザインや設計を工夫し、市民に親しまれる公共施設づくりに取り組んでいます。

5 文化に関する権利

2001年（平成13）に制定された「文化芸術振興基本法」では、国民の文化芸術に関する権利とそれに対する国や地方公共団体の責務について、次のように定めています。

「文化芸術の振興に当たっては、文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることにかんがみ、国民がその居住する地域にかかわらず等しく文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。」（第2条3項）

文化に関する権利については、日本ではまだ十分に認識されているとはいえませんが、この法律により、文化芸術を創造することとそれを享受することは、人が生まれながらにして持つ権利であることが明らかにされています。

また、国際社会において、人間の文化的権利が認識され、確立されるうえで、大きな役割を果たしたとされる、国連教育科学文化機関（UNESCO ユネスコ）の「大衆の文化的な生活への参加及び寄与を促進する勧告」では、「文化的な生活への参加」について、次のように定義しています。

「すべての集団もしくは個人が、自らの人格の全面的な発達、調和のとれた生活及び社会の文化的進歩を目的として、自己を自由に表現し、伝達行動し、かつ創造的活動に従事することを保障された具体的な機会」。

この勧告では、人々が保障されるべき文化的権利として、「表現行動」、「伝達行動」、「創造活動」をあげています。これらに加えて、「人格の全面的発達」を実現し、「社会の文化的進歩」に寄与するにあたっては欠くことのできない、学習の機会が保障される権利、すなわち、「学習権」も文化的権利として理解することができます。

文化行政を進めるにあたっては、これら、国が法律で明確にしている「生まれながらの権利」やユネスコが示した文化的権利を保障するような施策を展開することが国や自治体の責務であることを十分に認識する必要があります。

また、独自の誇るべき文化を有する私たちは、「文化に関する権利」について、政治、経済のしくみや変化にかかわらず、それを学び、継承し、発展させる権利を有する、ということを強く認識することが大切です。

第1章

策定の趣旨

- 1 策定の趣旨
- 2 プランの位置づけ
- 3 プランの期間
- 4 プランの策定方法
- 5 策定の背景
- 6 プランの基本姿勢
- 7 取り組むべき課題
- 8 重点的取組事項

1 策定の趣旨

21世紀に入り、少子高齢化やグローバル化、情報化が急激に進んでいます。

国際的には、米国での同時多発テロとそれに続く世界各地でのテロの続発、イラクでの戦争、対北朝鮮、中国の問題、国内では、治安の悪化や、回復傾向にあるとはいえ、まだ停滞が続いている経済状況、国や地方の財政問題、そして、県内においては、米軍基地問題や環境問題、依然として高い失業率など、私たちを取り巻く社会情勢はいよいよ厳しく混沌としています。

このような中、物を多く持つ、ということに象徴される経済的豊かさを経て、私たちは、今、物質的に満たされるだけではなく、毎日を生き生きと健康的に暮らすことや、心の安らぎ、潤い、感動、喜びといった精神的な豊かさのある生活をこれまで以上に求めるようになりました。

このような、より質の高い生活を希求する中から、市民の文化活動への参加はますます活発になり、それに伴って、文化行政に対する期待や要望もますます高まりを見せています。

那覇市は、第3次総合計画で、「生活・文化都市の実現」を基本理念に掲げ、「学び創造する文化都市」をめざすべき都市像のひとつとして掲げましたが、「那覇市文化のまちづくりプラン」は、この理念や都市像を実現することを目的に策定したもので、実現のための目標や方針、基本施策などを明らかにしています。

2 プランの位置づけ

このプランは、第3次総合計画の下位にあり（部門別計画）、実施計画及び単年度事業計画の拠りどころとなります。

3 プランの期間

5年を計画の期間とします。

社会は常に変化しています。この計画は5年を計画の期間としていますが、期間中不変のものではありません。理念を押さえた上で、各細目については、社会の変化や地域の実情に対応して、必要であれば修正を加え、より適切なものにしていきます。

また、計画の中間年にあたる2007年（平成19）は、第3次総合計画の最終年度に当たることから、新総合計画の策定と連動して見直しを行い、新総合計画との整合性を図ります。

4 プランの策定方法

このプランは、「第3次総合計画」に基づき、「那覇市文化振興ビジョン」の検証ほか、市民文化懇談会、関係団体文化懇談会、職員文化懇談会、市民文化意識調査、職員文化意識調査などを通して得られた要望、提言、批判、データなどをもとに、文化振興課を中心とした庁内組織、「那覇市文化振興基本計画策定委員会・策定幹事会」で素案を作成。それを、市民と学識経験者などで構成する附属機関「那覇市文化行政審議会」に諮問。その審議結果を庁議において検討し、「那覇市文化のまちづくりプラン」を決定しました。また、素案については、全市民に公開し、パブリック・コメントを受けました。

5 策定の背景

1995年（平成7）に、文化都市那覇をつくりあげるための道しるべとして、「那覇市文化振興ビジョン」が策定されました。これは、第2次総合計画の文化部門の部門別計画として策定されましたが、計画の期間が10年で、平成16年度が最終年度に当たります。

また、2001年（平成13）12月には、国において、「文化芸術振興基本法」が施行され、地域特性にあった文化芸術振興施策の実施が自治体の責務であることや、文化芸術を創造し、それを享受することは人々の生まれながらの権利であることなどが明確にされました。

沖縄県や那覇市においては、ここ数年来、沖縄の文化が内外から脚光を浴びる中、県民・市民自身が自らの文化を再認識し、それに誇りを持ち、地域によっては、埋もれていた地域の伝統文化を復活させる動きも見られるようになりました。また、一方では、本土復帰後30年以上を経過し、生活文化面で沖縄の独自性が薄らぎつつあることを懸念する声も聞かれます。

このような中、那覇市民の文化活動は、各公的施設の利用状況や文化芸術活動状況から見る限り、極めて隆盛の様相を呈しているといえます。また、新しい文化施設として、2004年（平成16）11月に、中心市街地国際通りに、「てんぶす那覇」がオープンしました。これは、文化の新たな発信基地としての機能のほかに、この施設を文化の産業化の拠点にするというねらいも併せて持っています。

このように、現ビジョンの終了という物理的背景に加えて、文化を取り巻く状況が変化していることから、新たに、文化のまちづくりをめざす基本計画を策定するものです。

6 プランの基本姿勢

(1) 文化に関する権利の確立に向けた市民主体の文化行政を行います

文化の担い手は市民であり、誰もが平等に文化を享受し、文化活動に参加し、文化創造を行う権利を持つという基本的な認識に基づいて文化行政を展開します。行政は、文化の担い手である市民が、その固有の権利である文化的権利を十分に享受できるよう、市民の文化活動を支援するとともに、その環境整備を行います。また、市民が住民自治の主体として行政と協働して文化のまちづくりに関わることができるよう支援します。

(2) 児童・生徒の文化に触れる機会を増やします

文化芸術が人間性を豊かにすること、文化芸術が内外の人々と友好を深め、信頼の絆を結ぶうえで極めて有益かつ有効な手段であること、児童・生徒は未来に文化を継承し、新しい文化を創造、発展させるための最も強力な担い手であること、などの観点から、児童・生徒を中心とした若年者に対する文化施策を強化します。

(3) 障害を持つ市民など、文化芸術へのアクセス力が弱い市民に配慮します

誰もが等しく文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない、とする「文化芸術振興基本法」の趣旨に照らし合わせて、文化芸術へのアクセス力が弱い市民の、文化を創造し享受する権利が守られるよう、すべての文化施策を展開する上で、特に配慮します。

(4) 市民やNPO、企業などと協働します

文化の香り高い美しいまちは行政だけではつくれません。市民やNPOなどの新しい公共を担う方々、企業等と力をあわせて目標を達成します。

市民の声

- 障害をもつ市民でも気軽に参加できるようなコンサート等をもっと那覇市として開催・提供していくべきではないか。
- 伝統的な文化を残すと共に、子供たちが芸能、芸術に触れることができる機会をより増やして欲しいと思っております。
- 文化芸術に親しむ機会を子供の頃から平等に行なえば、好きな子は才能を発揮すると思う。
- 市民が主役の文化行政のあり方について考えなければならないと思います。

7 取り組むべき課題

那覇市の文化行政の現状と過去 10 年間の文化行政の検証、市民との懇談会などで寄せられた要望、提言、批判、市民意識調査や市職員の意識調査で得られた結果などを、上位計画である第 3 次総合計画（1998 ～ 2007 年）に照らし合わせた結果、次のような課題が浮かび上がりました。

- (1) 市民文化活動の場の確保
- (2) 市民文化活動のコーディネート
- (3) 尚家継承文化遺産等の公開
- (4) 文化情報の発信
- (5) 市民との協働による文化行政の展開
- (6) 自治の主体となる「市民」の意識向上のための支援

8 重点的取組事項

前述の課題を踏まえて、次のことに重点的に取り組みます。

- (1) 市民文化活動のための公的施設の開放と新しい場の開拓
- (2) 市民との協働によるプロデュース事業の実施
- (3) 尚家継承文化遺産等の展覧会の開催
- (4) 文化情報ネットワークの構築
- (5) 市民文化委員会の設置
- (6) 「市民」講座の開催

那覇市文化振興基本計画体系



第2章

「那覇市文化のまちづくりプラン」 の理念と目標

- 1 理 念
- 2 目 標

1 理 念

歴史と文化の香り高い、自然と響きあう美しいまちと心豊かな市民生活の実現

私たちの祖先は、かつて、小さな船で大海にくりだし、中国や日本、そして他のアジアの人々と交わり、その中から独自の文化を生み出しました。その文化は戦争という悲惨で過酷な時間をもくぐりぬけ、その後に続く異文化にも消し去られることなく、むしろ、その文化をも自らの文化に取り込み、さらに新しい文化を創りだしてきました。

その芸術性の高さで今、世界に認められている王朝文化は私たちの誇りです。その素晴らしさは多くの人々を魅了しますが、では、それらの文化が生まれた時代、那覇のまちはどのようなものであったのでしょうか。想像するための手がかりを、当時、那覇を訪れた外国人の、いくつかの記述から得ることができます。

それらは一様に、美しい自然や風景を讃えています。たとえば次のとおりです。

「首里への道すがら、ずっと、きわめて美しい風景に眼がひきつけられどおしであった。土地はすべて最高度に完全なまでに耕されていたし、稲田は素晴しかった。(中略) 私はこれ以上高度の清潔さを示す大都市や町をまだ見たことがない。一片のごみやちりさえも見ることができず、……」

(マシュー・ペリー、『ペリー日本遠征日記』1853年来琉 山口栄鉄編・訳『外国人来琉記』より)

「島々の緑の芝生やロマンチックな風景が、ここではさらに完成されたはるかに壮大な規模で展開されている。自然のこのうえない魅力的な美しさに人工の美が加わっているからである。船よりも高い、見晴らしの良い高台から眺めた景色は、どちらの方角を見ても、絵のように美しく楽しい」

「いずれの方角をみても、彼らの住居を取り巻いて、ゆたかに繁っている木立のいろとりどりの色が目を楽しませてくれる……家々は、たがいにゆったりと間合いをとって、次第に丘の頂に向かって積み上げられて行き、そのてっぺんに、王宮をいただいている……最後にいっておきたいのは、この島は、尊敬に値する、友好的で幸福な住民を持っていることである」

(ジョン・マクロード『アルセスト号航海記』1816年バジルホールと来琉 アルセスト号の軍医大浜信泉訳『アルセステ号航海記』より)

「私が知っている琉球の田園風景がどんなものを適切にいいあらわせば、それは美しい英国風庭園であるという表現につきます……あちらこちらに散って存在するこれらの広い木立は、竹、高木、そして遠くまで花の香りを放っている灌木でできていて、それらの中に、多数の人家と住民をつつみこんでいるのです。これらの大きな村落の中で、すばらしく清潔な道を村人たちが往来しているのです。これらの風景全体が琉球の田園を真の王宮の庭にしているのです」

（フューレ、仏人宣教師 1855 年来琉 山口栄鉄編・訳『外国人来琉記』より）

これらの記録により、私たちは、私たちの祖先が、美しい自然の中で、ともに知恵と力をあわせて、当時、科学、技術面でははるかに進んでいた欧米からの訪問者を驚嘆させるほどの高い文化の中で暮らしていたことを窺い知ることができます。

私たちは、那覇市がこのようなまちであったことを心に留め、市民の幸福に繋がる都市空間を、自然と響きあうように美しく整備します。そして、那覇市の歴史的、地理的、文化的独自性を尊び、愛し、誇りにし、その基盤の上に、市民の文化に関する権利と市民の自律性や創造性、公共性を核にした新しい市民文化を開花させます。

2 目 標

- (1) 市民文化の創造と振興・・・市民の文化的権利の実現
- (2) 地域・都市文化の創造と振興・・・地域・都市特性をいかした地域文化の創造と振興
- (3) 伝統文化の保存と継承・・・独自の歴史と文化を核にした文化の振興
- (4) 行政の文化化の推進・・・地域主権 市民主体の自治体への変革

第3章

目標の達成に向けて ～基本方針と基本施策～

市民文化の創造と振興

- 1 市民の創造・表現活動を支援します
- 2 市民の文化交流活動を支援します
- 3 市民の学習・研究・自己啓発活動の充実を図ります

地域・都市文化の創造と振興

- 1 地域・都市の特性を生かしたまちづくりをします
- 2 歴史を生かしたまちづくりをします
- 3 水と緑の美しいまちづくりをします

伝統文化の保存と継承

- 1 文化財を保護します
- 2 文化遺産を保存・公開し、学術文化を展開します
- 3 伝統文化を継承し、発展させます

行政の文化化の推進

- 1 職員の能力開発を推進します
- 2 情報の共有化を図ります
- 3 行政への市民参画と市民との協働を推進します
- 4 すべての事業に文化の視点を投入します

市民文化の創造と振興

市民の文化芸術活動を支援し、その活性化を図ります。

市は、市民が暮らしに彩りを添え、心豊かに生きていくために、誰もが気軽に文化芸術活動ができるよう機会を充実させ、環境を整えます。市民の表現・創造活動を支援し、その活性化に力を注ぐほか、世代間、異業種間、外国人との交流など、市民のさまざまな交流活動を支援します。さらに、生涯学習、芸術学習など市民の知的、技術的能力の向上につながる学習・研究活動の活性化を図ります。

また、市民としての自律性や公共性、コミュニティを中心とした自治能力などを主軸とする市民文化を振興するために、市民が互いに尊重し合いながら、自治を担う主体性と価値観を持った市民が育つよう支援します。

〔基本方針〕

- 1 市民の創造・表現活動を支援します
- 2 市民の文化交流活動を支援します
- 3 市民の学習・研究・自己啓発活動の充実を図ります

1 市民の創造・表現活動を支援します

(1) 文化芸術活動への支援、助成

市民会館や余裕教室などの公的施設の開放による活動の場の提供や、舞台芸術の公演助成など、市民の文化芸術活動を支援し、その活性化を図ります。

また、舞台公演や作品展示に公共的価値があると認められる場合には、市の主催もしくは市との共催により、ホールやギャラリーなどの施設使用料の減免も検討します。

(2) 文化芸術活動の発表の場づくり

文化芸術活動や学習活動の研鑽を重ねた後に、その成果を発表したいと思うのは、ごく自然の欲求といえますが、市民の自己実現活動としての表現活動を発表する場をつくります。また、発表の場を発表する側と鑑賞する側が一緒になってつくります。

この計画では、これまでの文化事業に加えて、次の新しい事業の実施をめざします。

〈野外ライブ、野外アートイベント〉

これまでのお役所ライブに加えて、野外ライブ、野外アートイベントなど、ホールやギャラリー以外でも、気軽に、日常的に文化芸術に触れ、親しめるよう、公園や広場、市場など、市内全域に発表の場を求めます。

〈青少年舞台プログラム〉

子どもたちは可能性のかたまりです。音楽や演劇など、公募によって集めた子どもたちが中心となって、専門家の指導のもとに、時間をかけてひとつの作品を創造し、発表する青少年のための舞台プログラムを実施します。

〈障害者アートプログラム〉

身体に障害を持つ方々の作品展や演奏会、ワークショップなどを実施します。

新しい可能性に挑んだ、既成概念を超える芸術の世界を、障害を持つ方、そうでない方が共に創り上げ、体感します。

〈那覇市民芸術祭〉

那覇市文化協会と連携して、現在の発表会に加えて、より多くの市民や文化芸術団体が参加して繰り広げる「那覇市民芸術祭」を実施します。

〈那覇市芸術展〉

絵画、彫刻、版画、写真、工芸作品などの作品を公募して発表する「那覇市芸術展」を実施します。

〈県立芸術大学や芸術家との連携に基づいた文化芸術事業〉

県立芸術大学や芸術家の専門性を生かしたワークショップや舞台公演、作品展示を行います。

(3) 文化施設情報の提供、発信

市内の文化施設の情報を収集・発信します。

那覇市の文化情報ホームページを作り、行政の情報のほか、リンクにより、行政外の文化施設に関する豊かな文化情報を発信します。

市民の声

- 市民会館やパレット市民劇場をもっと活用していくべきではないか。例えば、空き日を練習会場として無料で開放したらどうか。
- 那覇市でもっと作品を展示できる場所・機会を設けて欲しい。公共施設の空きスペースを利用するなど、展示可能な場所を提供することはできないか。
- 公民館や学校等の施設は需要が多く利用できる時間が限られているので、利用時間を増やそう努力して欲しい。
- 公民館ではサークル活動の需要が多く、使用できるスペースが不足している。
- 市民会館の休館日には、会館の駐車場や屋外階段等の空きスペースを市民に開放してはどうか。
- サークル活動や各地域で行なわれている文化活動などの文化の底辺拡大が那覇市の文化隆盛につながるものであり、これらの活動を那覇市としてバックアップして欲しい。
- 市民会館は市民にとって遠い存在となっており、もっと市民の活動の場になるべきではないか。
- 見るだけではなく文化芸術を体感できるような体験型の文化事業が大切である。
- 市民参加型の映画祭を開催して欲しい。
- サークル活動の成果を発表する場所が少ない。
- 昔は活気のあった平和通りは人通りも少ない状況です。そこで、今閉店となっている店舗を小中高の学生の発表の場としてはどうか。
- 地域に活動できる場所が欲しい。
- 文化芸術施設を那覇の中心に。例えば、国映館の跡利用とか、第二公設市場の空き地など国際通り又は近隣に劇場や音楽鑑賞ができるホール等あるといいと思う。
- 伝統芸能の保存育成に力を入れて欲しい。発表の場をもっと作って欲しい。
- 発表の場の機会がたくさんあれば大変良いと思います。
- 那覇の「文化・劇場マップ」を作成して文化情報を広く提供し、既存の文化施設を十分に活用するような仕組みづくりが大切ではないか。
- 公民館の中だけではなく公民館利用団体が広く活動できるような場を、那覇市ホームページや広報紙を通して情報提供すべきではないか。
- 市民会館は駐車場が少ないので、「駐車場MAP」を作成するなどして周辺駐車場の情報をもっと発信すべきではないか。

2 市民の文化交流活動を支援します

(1) 交流の場づくり

市民相互のコミュニケーションを増幅させる交流の場をつくります。また、文化芸術活動を媒体とした交流事業を実施します。

市民、芸術家、企業などから文化芸術をサポートするボランティアを募集します。一方で、文化芸術活動にサポートを必要としている市民や芸術家の情報を収集・提供し、両者を結びつける文化ボランティア活動のしくみをつくります。

(2) 市民文化芸術ネットワークへの支援

文化芸術活動団体の相互協力や個々の文化芸術活動の推進のためにつくられた市民文化芸術ネットワークに対して、その活動が活性化し、文化芸術活動に関わる市民層の厚みが増すよう支援します。

また、新たなネットワークの形成についても、市民と行政のコミュニケーションの強化を通して支援します。

(3) 交流事業の実施

文化芸術を核にした内外の交流事業を実施します。

市民の声

- 公民館において音楽活動をしていますが、大好きな音楽を通して地域などに貢献できないかと思っています。そういう意味での情報交換の場が欲しいです。
- 沖縄には僕のような外部（県外）からの人間が必ずいます。観光客も含めればたくさんの人が沖縄に訪れます。僕のような人間も地域の文化やイベントに気軽に参加したいです。
- 公民館利用団体のサークル活動と小中学校のクラブ活動との交流がもっと盛んになるよう那覇市として取り組んで欲しい。

3 市民の学習・研究・自己啓発活動の充実を図ります

(1) 芸術鑑賞機会の充実

芸術作品は、見るものに感動と心の安らぎを与えます。

優れた芸術作品を鑑賞したいという市民の要望に応えるため、積極的に、舞台芸術や美術工芸作品などの鑑賞機会の充実を図ります。

さらに、これまでのような一方通行の鑑賞だけでなく、創造・発表者と鑑賞者との交流、コミュニケーションの機会をつくれます。

(2) 生涯学習、研究機会の充実

生涯学習、文化芸術研究の場においては、これまでのような学習、研鑽のみならず、芸術家との交流や文化芸術活動を通じた社会貢献の機会をつくれます。

また、前述のように、発表の場に至る過程で、その学習の基盤となるワークショップや、優れた文化芸術に触れる体験型のワークショップ事業などに取り組みます。

さらに、生涯学習の場においては、市民自治を担う主体としての意識や能力の向上を図るために、地方自治や住民自治に関する適切な講座やワークショップ（「市民」講座）を開設します。

(3) 文化芸術情報の収集と発信

市民が文化芸術活動を始めるとあたり必要な情報、あるいは現在行っている文化芸術活動の内容を深めていくために役立つさまざまな情報を収集し、多様な媒体により発信します。

市内の文化芸術に関わる施設や、公園、広場、ポケットパーク、空店舗など、文化芸術活動が可能なスポットがひと目でわかるよう、「文化芸術の場ガイドマップ（仮称）」を作成します。

また、歴史、文化、芸術などの情報を保存、記録するカルチャーアーカイブスの拡大、推進を図ります。

市民の声

- 財政や人材など困難なことがあると思いますが、美術館など市民が芸術文化に親しめる場を提供して欲しい。
- 広く子供たちが鑑賞できる文化事業を今後とも続けて欲しい。
- もっと価値ある公演や作品などを鑑賞できる機会を増やして欲しいです。
- 博物館やギャラリー以外でも文化財や美術品等が拝見できたらいいと思います。
- 文化行政についてもっと市民に対して広報していく必要があるのではないか。実際に文化行政として取り組んでいることを知らせて欲しい。
- 文化に関する補助金制度などの様々な情報を、行政として各文化団体に対して広く提供すべきではないか。
- どこの窓口に行けばどのような補助金が受けられるという制度があまり知られていない。那覇市はこれらの情報を各文化団体に広く提供すべきである。
- 市民会館等の施設使用料の減免申請や、文化活動に対してどのような助成制度があるのかが分かりにくい。これらの情報をもっと提供して欲しい。
- 補助金制度やどんなサポートを受けられるのかを活動団体へ周知するなど、情報発信をどんどん行なって欲しい。



那覇市芸術監督タウンミーティング
※市は平成 17 年 6 月に芸術監督を設置しました。



那覇平和芸術祭ふれあいジャズフェスティバル

地域・都市文化の創造と振興

都市の最大の魅力は文化です。

「地域・都市文化」は、その地域・都市の歴史が積み重ねられる中で、今を生きている人間の営みが、その特性と連携することによって生まれます。

那覇市は、県都としての風格、あるいは、琉球王府のあったまちとしての魅力を備え、住む人のみならず、外来者の心をも捉えています。また、私たちは、自己のアイデンティティを確立する拠りどころとして、自らの文化に対し、誇りと愛着を抱いています。

新しい「地域・都市文化の創造と振興」のためには、全国的に知られるようになった「那覇まつり」や「那覇ハーリー」、「首里文化祭」など、那覇市を代表するまつりの継続はもとより、那覇の歴史上の最大の特性ともいえる「交流」、すなわち、世界に開かれた目と心を持つ市民と、地理的なゲートシティとしての機能と特性を十分に生かせるような文化を創造し、発信することが重要といえます。

また、市内の各地域においては、独自の地域文化を継承発展させることが求められます。

住みよい地域は、そこに住む人々の良好な結びつきを基盤にして築かれます。住民相互のコミュニケーションと支え合い、地域を生活の場として、より快適なものにしていこうとする積極的な意思と行動がさまざまな形で表されるとき、地域は地域力を高め、その中から地域の文化も生まれます。

このことから、地域文化の振興と創造のためには、そこに住んでいる者同士が互いに繋がっているという意識が持てるような取組みをすることが重要といえます。

〔基本方針〕

- 1 地域・都市の特性を生かしたまちづくりをします
- 2 歴史を生かしたまちづくりをします
- 3 水と緑の美しいまちづくりをします

1 地域・都市の特性を生かしたまちづくりをします

私たちは、高度に発達した交通手段や情報技術により、地球規模で短時間に遠距離移動したり、国内外の最新の情報や物を、簡単に手に入れたりすることが可能になりました。

このような環境にあっては、文化の均質性が進むとされますが、一方では、地域の独自性に対する認識や評価が高まり、そしてそれは自らのアイデンティティ確立のうえで重要な要素となります。

地域の独自性は、これからもますます大きな意味を持つようになると考えられますが、市は地域ごとに、また、まち全体として、ハード、ソフトの両面で、その特性を生かしたまちづくりをします。

(1) 地域・都市のまつりや文化行事の実施

地域や都市の特性を生かした独自のまつりや文化行事を実施し、地域・都市文化の活性化を図るとともに、市民相互の連帯感を高めます。

(2) 地域・都市文化を担う人材の育成

地域のコミュニティや生涯学習活動などを通して、地域・都市の特色を生かした文化を創造し、それを発展させていく人材を発掘し育てます。

また、こどもたちが、地域の文化に自発的に関わり、それを継承していけるよう地域全体で取り組むことが肝要です。さらに、学校教育の場においても、文化芸術活動に触れる機会の拡充に取り組みます。

(3) 地域・都市の特性に合致した建造物、街並の整備

中心市街地の街並みを、市民・県民から親しみ愛され、県都としてふさわしいものにするために、市民と一体となって、その整備に取り組んでいきます。

首里城を中心とした地域は、地域の方たちと力を合わせて、古都にふさわしい街並にしていけます。

市民の声

- 「てんぶす那覇」を観光客相手の事業だけに使用するのではなく、クリエイティブな専門家を配置し、「劇場ロード構想」として事業展開を進めてはどうか。
- 各地域の伝統行事や祭りに対して、那覇市として積極的に支援して欲しい。
- 公民館活動への支援と充実をしてもらいたいと思います。文化活動とは底辺を広げることが大切で、多くの市民の方々が郷土文化に関心をもち、積極的に参加する意欲を高揚すべきである。文化継承と言うのは、市民がこぞって参加するものであって、興味関心を持って活動することであると思います。

2 歴史を生かしたまちづくりをします

かつての那覇では、海外交易の繁栄とともに港や道路、建造物などが築かれ、また、バジルホールやペリー、柳宗悦などが礼賛した、「自然と歴史と人文が調和する庭園都市」が造られていました。しかしながら去る沖縄戦によって壊滅的な打撃を受け、かろうじて残された那覇の特性も、急速な都市化によって失われてしまいました。

私たちの先達の築いてきた「那覇らしさ」を回復させ、市民とともに歴史と景観の融和する魅力あるまちづくりを進めます。

(1) 歴史的建造物、街並みの整備

首里、壺屋には、石畳や石垣、赤瓦などの伝統的な街並みが展開され、往時をしのばせる歴史的な面影が残されています。こうした那覇の風土に根ざした都市景観を「まもり、そだて、つくる」ために、整備を進めます。

久米地区における福州園を中心とした旧郵便局跡地等の整備は、地区の歴史を踏まえた整備を図ります。

(2) 歴史学習の充実

王府時代をはさんだ古代から現代までの『那覇市史』の刊行によって、学術的に那覇の歴史像が浮き彫りにされました。また、沖縄戦や戦後の都市開発によって失われた旧跡に標示板を設置し、地域学習や観光案内に役立ててきました。

これらをベースに、市民の歴史学習の一助として、よりわかりやすい「市民歴史講座」を企画したり、標示板のマップを作成するなど、先達の功績に学び、その足跡をしっかり引き継ぐことによって、魅力ある那覇市の文化と街並みを次代に橋渡しします。

(3) 歴史的遺産の有効活用

先人が築いた歴史とその遺産を正しく理解し、それを後世に伝えていくことは私たちに課せられた大きな責務です。同時に、歴史的遺産を単に保存するだけでなく、その遺産を現代にどのように生かすかが問われます。

歴史的遺産の中でも、物理的場としての史跡などを、文化芸術活動に適切に活用することは、文化芸術の持つ力を通して、歴史が今を生きる私たちの心の中に蘇り、その遺産が時を超えて再び光を放つことに繋がります。

文化芸術の創造の場、発表の場そして交流の場として、史跡などの歴史的遺産を有効に活用します。

市民の声

- 本土の学生は修学旅行の平和学習等で沖縄の歴史を知っているが、地元の子供達に対しても積極的に沖縄の歴史を教えていくべきである。総合学習の一環で小学生と一緒に地域の文化財について学んでいるがとても大切なことだと思う。



3 水と緑の美しいまちづくりをします

美しい景観を持つまちはそれだけで人々の心をひきつけます。美しい景観づくりに欠かせないのは、水と緑です。

かつて那覇は、琉球松やフクギ、ガジュマルなどの緑にあふれ、丘陵のなだらかな地形や漫湖、那覇港の水辺の景観とあいまって、美しい景観を誇っていました。しかし、豊かな緑は戦禍により消失し、さらに、その後に続く復興、急な開発、都市化などによって緑が減少しました。

一方、市内を流れる川は、水質汚濁や水量減少などの問題を抱えています。これらに加えて、コンクリート護岸などにより、生態系が消失した川辺もあります。

河川は、治水、利水の役割だけでなく、さまざまな生き物の生息の場であり、市民が憩い、遊ぶ空間です。その広い空間のありようは、緑とともに、まちの美しさを大きく左右します。

那覇は、海に面したまちです。東シナ海に沈む夕日の美しさ、光を反射して輝く海面、吹き渡ってくる爽やかな風、そして、国内外の客船や貨物船が出入港する港。海が日常の暮らしの中にある私たちは幸せな市民といえます。

かつて貴重な水源であった地域の樋川や井戸。今、それらの一部は、文化財や拝所として、その存在と意義が地域で共有されているものもありますが、多くは、上水道の普及により、暮らしの場から消え、地域の片隅に取り残されています。

「文化のまちづくり」においては、豊かな緑を取り戻すことと、美しい水の情景が暮らしの中に豊かに広がることをめざします。

(1) 緑の創出

住宅地においては、敷地内だけではなく、生垣や花壇などにより、道路に接する公空間についても緑化を促進します。さらに、ベランダ、屋上、壁面の緑化も積極的に推進します。

モノレールの支柱は緑で覆い、交通広場も緑で景観を整えます。また、沿線の住宅に緑が増えるよう、屋上やベランダの緑化を推進します。

日常生活に密着した公園は、地域ごとに偏りがなく、バランスのとれた配置を図ります。また、公園の計画、整備、管理については、地域の特性に配慮し、市民が愛着を持てるよう、市民参画により、個性ある公園づくりを進めます。

首里末吉や首里金城の斜面緑地、山川と石嶺の斜面緑地、繁多川と鳥堀の斜面緑地、真地、上間、国場の斜面緑地、そして、ガジャンビラ緑地、天久高台緑地等、市域に残る貴重な斜面緑地の保全を図ります。

さらに、香りのあるまちやチョウの舞うまちをめざします。

(2) 水の情景の創出

海岸部においては、市民が海と自由に触れ合い、その魅力を楽しむことができるような水辺空間の整備を推進します。また、空港地先周辺は、那覇に残されたごく僅かな自然海岸であるため、その保全に努めます。

漫湖や国場川河川敷を会場にして水辺に親しむイベントや清掃活動などを行います。それらを通して、国場川自然環境の保全と、川の再生に向けて、市民意識の向上を図ります。

市内に点在する樋川、井戸などの湧水は、地域のシンボルとなる可能性のほか、生物の生息の場としても貴重です。その活用を図ります。

参考計画
那覇市都市計画マスタープラン（1999～2018年）
那覇市緑の基本計画（2002～2017年）
那覇市緑の推進計画（2003～2008年）

市民の声

- 以前と比べ公共施設も良くなり街並みもきれいになっているが、公園や街路樹等の枯葉は市民がボランティアで掃除をしている。
- きれいな街を散歩するのは誰しも好きはずで心を癒します。心も豊かにするはずです。
- 水の流れが途絶えた「開南せせらぎ通り」について、那覇高校の下を流れる地下水を活用すれば水を流すことが可能となるのでは。
- エコロジーを考えて欲しい。波の上の海岸を大切にしてくれ。自然の環境を何よりも大切にしてください。
- 小禄南区画整理地域には文化財に指定された井戸があるが、周辺道路等は整備されているのに井戸は放置された状態であるので、大切に扱って欲しい。



龍 潭

伝統文化の保存と継承

那覇には多くの伝統文化が息づいています。それは私たちの先祖が長い年月をかけて生み育て、受け継いできた文化遺産です。

ひとくちに文化遺産といってもその対象は多岐にわたっています。まずは建物や美術工芸品、古文書などの有形文化財、踊りや空手、歌謡、染織などの無形文化財、庭園や井泉、御嶽など名勝や史跡といった指定文化財があげられます。さらには、現在ではすでに失われてしまった名勝や史跡などの旧跡、また、指定文化財とはなっていないものの、かつて地域にとって掛替えのない存在であった井泉や御嶽、地域が形成した町並みなども貴重な文化遺産といえます。つまり、文化遺産とは私たちの先祖の営みが作り出したもの、先祖の琴線に触れた自然の景観も含め人々の生きてきた足跡、その心情をも取り込んだものなのです。動植物などの天然記念物、海、山の自然、これら人々を取り巻く環境も欠かせないバックボーンです。

私たちはこの地に生み育てられ息づいてきた文化遺産を調査、保存しながら公開、活用し、さらに次世代に継承していく義務があります。

文化遺産に触れる機会を拡充し、公開、活用のための文化施設の充実を図り、継承していくために人材の育成を図るとともに、県内外、国内外と情報を交換しあい、交流を深めていく必要があります。

〔基本方針〕

- 1 文化財を保護します
- 2 文化遺産を保存・公開し、学術文化を展開します
- 3 伝統文化を継承し、発展させます

1 文化財を保護します

歴史と文化の香り高い都市づくりのために、那覇市は次のことを行います。

(1) 文化財の調査・保存

歴史を体感できる資産である文化財が、どこにどのような形で残っているのか、そして、それが使われていた当時はどのような姿をしていたのか、どのような役割を持っていたのかなど、文化財のより正確な姿を調査し保存に努めます。正確な調査・保存は、歴史や文化を伝えるためには欠かすことができません。

(2) 文化財の整備

文化財を調査した後、より正確な姿を保存するために、文化財とその周辺環境を整えることが必要です。歴史を体感するためには、その文化財が往時の香りを伝えることができる環境が大切です。

(3) 文化財の公開・普及

多くの時間や予算を投入して文化財を整備するのは、市民や市民以外の多くの方々に、那覇市の歴史や文化に直接触れていただくためです。子どもたちが、郷土の歴史に対する理解を深め、郷土への誇りと愛情を持ち、次の世代が、今以上に歴史・文化の香り高い那覇市を実現することが望めます。そのためには、大人も子どもも一緒に、那覇市の生きた歴史である文化財に触れ、理解を深めることが大切といえます。

(4) 無形文化財の継承

組踊などの伝統芸能やびん型、漆器などの工芸技術は、歴史を体感させてくれる貴重な無形文化財です。

生活様式の変化などにより、後継者不足が大きな課題となっており、那覇市としても後継者育成に対する支援を行い、無形文化財の継承と振興を図る必要があります。

市民の声

●小禄地区は那覇市の中でも歴史的文献が少なく遅れている現状がある。



組踊「執心鐘入」(於：壺屋焼物博物館屋外広場)

2 文化遺産を保存・公開し、学術文化を展開します

琉球国の王家であった尚家の継承文化遺産をはじめとする寄贈資料や収集資料を保存、整理するとともに公開施設の整備を行い、あわせて歴史資料の編さんを進めます。

(1) 尚家文化遺産等の保存、整理、公開

国の重要文化財指定を受けた尚家美術工芸品の修復、文書のマイクロ化を国県の協力で進めます。また、その他資料を含めた保存、整理のための公開施設の整備を図ります。

(2) 歴史の編さん

収集資料を活用して進めている『那覇市史』全33巻の残り3巻の編さんに取り組み、完結させます。

(3) 文化施設の整備

尚家文化遺産や横内家資料など貴重な寄贈資料、発掘調査で得られた出土遺物を展示、公開し、那覇の歴史文化を展開する場として展示施設の整備を図ります。

市民の声

- 那覇市は伝統文化の保存と継承を目標に掲げているが、尚家継承文化遺産についてもっと積極的に取り組むべきであり、ぜひ那覇市で展示会を開催して欲しい。現在、これらの文化財を公開する施設が那覇市にはないので、尚家の遺産を常設展示できる施設や現代美術など市民文化の拠点となるような美術館を建設すべきである。
- 尚家の遺産等を那覇市の方で所蔵されていたかと思いますが、常設の展示公開をぜひやって欲しい。
- 琉球王朝の秘宝展を鑑賞してきました。工芸品を通して琉球王朝時代背景や人々の暮らしを少し垣間見た気がします。大変勉強になりました。このような機会がもっと増えればと思っています。

3 伝統文化を継承し、発展させます

那覇は伝統文化の宝庫です。首里城や那覇の港を抱えていたこともあって、王朝文化、町の文化が展開されてきました。真和志、小禄では、農業や漁業の営みの中から、生活感あふれる文化が形成されてきました。御嶽や井泉等、信仰に関わる精神文化、まつりなどを始めとする年中行事、染織、漆芸、陶芸など物づくりの工芸文化、王朝文化に由来する芸能、料理などです。

伝統文化の多くは、地域と繋がり、地域に根ざしたものです。地域コミュニティを豊かにするとともに、地域アイデンティティを高める素材として、それを継承し、発展させます。また、そのための人材育成を支援します。

(1) 伝統文化に触れる機会の拡充

伝統文化や芸能を展開、実演する場を確保するとともに、伝統工芸品展示施設の整備を図り、活動の支援を行います。

現場の旧跡標示やガイドマップの情報を通して、地域の身近な文化遺産、井泉や御嶽に触れる機会の拡充を図ります。

子どもたちには、那覇の自然や文化に親しむ機会をつくり、その豊かな自然、独自の歴史、文化を体感させます。具体的には、世界遺産に登録された首里城跡、識名園、玉陵、園比屋武御嶽石門を中心とした文化遺産群、ラムサール条約に登録された漫湖、豊かな自然が残る末吉公園など、多くの地域の文化資源を教材とした自然、歴史、文化学習の充実を図ります(参考計画「那覇市次世代育成支援行動計画」)。

長寿を支える沖縄の伝統的な食文化は、国内のみならず、世界からも注目を浴びつつあります。また、中国からの冊封使歓待などに供された宮廷料理は美しく洗練され、当時の琉球王国の国際的な交流、交易を通して得られた情報や技術の集大成ともいえるものです。

しかし、日常においては、とくに、若い層の間では、伝統的料理が食生活において、大きな比重を占めているとはいえないものがあります。

この誇るべき伝統的食文化に対する認識を深め、後世への継承を図ります。

(2) 伝統文化を継承する人材の育成

伝統文化の多くは地域文化と重なり、その保存と継承を図るうえで、生涯学習活動を行なう地域の公民館や地域コミュニティの果たす役割はきわめて大きいといえます。とくに、自治会などの地域コミュニティに寄せられる期待は大きく、より強力な継承のためのしくみ作りが求められます。すなわち、その活動領域に、伝統文化の継承活動を明確に位置づけることや、その活動を若年者から高齢者にいたるまでの生涯文化活動プログラムとして設計し、地域全体で、伝統文化の継承に取り組み、それをさらに発展させる人材を育成することが大切です。行政は、伝統文化の担い手である地域のコミュニティやまつり実行委員会などの活動を支援することを通して、人材育成を図ります。

また、地域文化を学び伝えることのできる文化財ガイドや街角ガイドなどの人材育成を図ります。

(3) 伝統文化の情報発信

御嶽や井泉などの文化遺産情報を、旧跡標示板や史跡マップ、観光ガイドマップなどを通して発信します。また、地域の文化情報の発信を支援します。

那覇市や沖縄の歴史、伝統、文化などの文化的資産を市民の共有財産として後世へ継承するために、平成14年度にカルチャーアーカイブ（学術文化の電子的記録保存）が構築されましたが、その拡充を図ります。さらに、那覇市の所有する歴史資料や博物館等の収蔵資料についてデジタル化を推進し、インターネット上で公開するデジタルミュージアム（電子博物館）等の構築を検討します。

(4) 伝統文化の世界への発信

すぐれた伝統文化を、市民相互の交流、世界各地で活躍する県人のネットワークなどを通して広く世界へ広めます。



市民の声

- 伝統文化を活用したまちの振興が大切である。伝統文化を継承する人材の育成を図るべきである。
- 小禄にある御嶽（ウタキ）等の文化財をどう活かし、どのような方法で子供たちへ伝えるかを模索すべきである。伝統文化を伝えていくのは重要な課題であり、次の世代に小禄の字史を文献として残していく必要がある。また、どうしたら子供達が伝統文化に対して関心を持ち、理解してもらえるかを考えなければならない。
- 子供や主人が旗頭など沖縄の伝統文化を受け入れ活動している。沖縄の伝統ある文化を継承して欲しい。
- 後継者の育成に力強く取り組んで欲しい。関心はあってもどうしたら学べるかが分からない。
- 那覇市の旧跡や文化財等をまとめたガイドブックやパンフレットを作成して欲しい。例えば、「歴史散策マップ」といったものを作ってはどうか。
- 沖縄は中国や東南アジア諸国などの海外文化を積極的に取り入れて独自の文化を有しているが、これらの地域に根差した文化を広めていくことが大切であり、那覇市としても協力して欲しい。
- 周囲をきれいな海で囲まれている沖縄は、本土の人達に知られていない多くの良地が存在している。これらを特異な文化と併せ世界に紹介する機会を設けていけば、もっと魅力あふれる島になると思う。

行政の文化化の推進

2000年（平成12年）の地方自治法の大改正により、機関委任事務が廃止されました。地方自治体は、住民に最も近い基礎自治体として、これまで以上に、その地域にふさわしい政策を立て、行政を展開することが求められています。

地域主権、市民自治の時代に、市民のニーズを把握し、地域特性を生かした豊かで住みよいまちを市民と協働してつくっていくために、行政の質的变化を促す、これが「行政の文化化」です。ことばを替えていえば、市民生活の中から生まれてくる市民感覚、文化の感覚で行政を展開していくことです。

「文化のまちづくり」のためには、この「行政の文化化」が重要です。

行政の文化化にあたっては、職員ひとりひとりが、文化行政は行政のすべての分野に及ぶことを認識することが求められます。そのうえで、各々の仕事が、画一的、形式的、縦割り、前例踏襲的行政になっていないか、また、経済効率優先、機能優先に偏りすぎてはいないか、さらに、地域主権の視点、市民自治の視点、人間的感性重視の視点などを備えているかどうか、絶えず問いかけ、改善、改革を図ることが大切といえます。

〔基本方針〕

- 1 職員の能力開発を推進します
- 2 情報の共有化を図ります
- 3 行政への市民参画と市民との協働を推進します
- 4 すべての事業に文化の視点を投入します

1 職員の能力開発を推進します

（1）職員研修の充実・強化

新しい時代の自治体職員として、地域ニーズを把握する力、課題を設定して、その課題解決策を立案する力、また、市民自治の主人公である市民と協働して、真に豊かなまちづくりができる力など、これからの職員に強く求められる能力の開発と向上に、職員自ら努めます。あわせて、これらの能力に関する職員研修を充実・強化します。

2 情報の共有化を図ります

(1) 情報公開の促進

情報公開をさらに進めて、情報の共有化を図ります。

「市民自治」を進めるためには、市民が、その質と量において、職員と同等の情報を持つことが必要不可欠です。これまでの、申請に基づいて情報を開示する情報公開から、市の情報を積極的にわかりやすく市民に提供する「情報の共有化」を図ります。

3 行政への市民参画と市民との協働を推進します

(1) 市民参画制度の整備

市民は、行政への参加や協働の経験などを通して、行政や政治への関心と理解を深めていきます。これまでの実施段階における参加、協働に加えて、今後は、計画段階から評価の段階にいたるまで、積極的に市民参画のしくみを作ります。

(2) 市民との協働事業の推進

行政のすべての分野において、市と市民のそれぞれの役割を明確にしたうえで、市民との協働事業を推進していきます。

4 すべての事業に文化の視点を投入します

行政のすべての事業について、ソフト、ハード両面に、人間的な喜び、美しさ、楽しさ、潤い、安らぎ、ゆとりなどといった人間的感性に裏づけられた文化の視点を投入します。また、前例踏襲や、形式的、画一的な仕事の進め方を排除します。

市民の声

- 市職員が万人のボランティアということを自覚して行動してもらいたい。
- 上司よりも市民をしっかり見つめて文化行政を進めて欲しい。

第4章

プランの推進にあたって

- 1 文化行政推進のための庁内組織を整備します
- 2 市民文化委員会をつくります
- 3 企画運営体制を強化します
- 4 沖縄県立芸術大学等との連携を図ります
- 5 プランの推進状況を毎年度検証します
- 6 継続的に取り組みます
- 7 人材を確保します

「那覇市文化のまちづくりプラン」を推進するにあたっては、行政のみならず、市民、那覇市文化協会、沖縄県、各教育機関、地域団体、NPO団体、文化芸術団体、芸術家そして企業など、文化芸術に関わるさまざまな主体が、それぞれの立場から、積極的に取り組むことが必要です。那覇市は、それらの多様な主体と連携し、力を合わせて効果的な事業の実施を図ります。

行政においては、単年度サイクルで予算が組まれ、事業が執行されるため、単発的に事業が行なわれる可能性もありますが、文化行政においては、目標に向けての継続性がきわめて重要であり、プランの推進にあたっては、常に、計画の目標と照らし合わせて、その達成に向けて、長期的、継続的に取り組むことが求められます。

1 文化行政推進のための庁内組織を整備します

文化行政とは、市民文化や地域・都市文化、伝統文化に関わる平面的、部分的分野だけでなく、総合行政として、行政のすべての領域に「文化」の視点を投入する行政です。したがって、このプランで掲げた目標を達成するために、それを可能にする組織の整備を図ります。

具体的には、全庁的な組織として、主要関係課で構成される「那覇市文化のまちづくり推進会議（仮称）」を設置し、毎年度の取組事項や、事業の実施状況、取り組むべき課題などについて審議し、その結果を事業計画や予算などに反映させます。また、この会議において、各事業を文化の視点でチェックします。

組織整備で、もうひとつ重要な点は、文化行政担当組織の強化です。将来を見据えた全庁に及ぶ文化行政の計画策定やその総合調整、さらには、地域アイデンティティ形成事業や市民文化活性化事業などの先進的な文化事業を企画、実施する機能を担うに足る担当組織の再編、強化に取り組めます。

2 市民文化委員会をつくります

市民が文化創造、文化継承・発展の主体となれるよう、文化行政に市民の意見を反映させるために、「市民文化委員会」をつくります。

この委員会では、この計画の基本施策につながる個別・具体的施策についての提言、文化施設の管理、運営についての提言などを行ないます。

さらに、この委員会では、市民、芸術団体、芸術家、NPO団体などが、お互いのネットワークを作り、情報の共有化などを通して、相互関連的にそれぞれの活動を発展させ、市民文化活動を活性化させることもめざします。

3 企画運営体制を強化します

芸術文化行政に関する企画、運営体制を強化します。

これからの芸術文化行政は、市民の文化に関する権利、すなわち、学習する権利や表現する権利そして交流する権利の保障を根底に据えたものでなければなりません。これまで主流を占めていた一方通行の鑑賞型公演の枠を超えて、市民の多様な芸術表現機会の創出や創造者と鑑賞者の交流、学習の基盤ともなるワークショップの実施など、専門的知識と技術を駆使した、こまやかな事業展開が求められます。

その実現を可能にするために、専門家や、専門的知識、批評能力を備えた市民などで構成される「芸術文化事業企画運営委員会（仮称）」を設置します。

また、企画、運営を担当する職員については、その業務特性に適した人事配置を行うとともに、職員自身においては、芸術文化に関する知識の習得や、新しい事業展開に欠くことのできない総合的なプロデュース、コーディネート能力の向上に努めます。

さらに、高度の専門性を必要とする領域については、外部専門家を活用するなど、芸術文化行政に関する企画、運営体制を強化します。

4 沖縄県立芸術大学等との連携を図ります

沖縄県立芸術大学をはじめとして、文化芸術に関する教育を行っている大学、短期大学、専門学校などは那覇市の優れた文化資産といえます。那覇市は、これらの教育機関との連携を通して、より進化した文化政策の可能性を探るとともに、協働創造事業などの実施により、この計画の目標達成を図ります。

5 プランの推進状況を毎年度検証します

この計画に明記された基本施策及びこれに繋がる個別の事業について、その進捗状況を年度毎に検証します。

「第3次総合計画」の部門計画であるこの計画には、文化行政の理念と目標、基本方針そして基本施策が盛り込まれていますが、「第3次総合計画」がスタートしてから時間が経過していることもあって、基本施策の中には、具体的事業について触れている箇所もあります。検証をする際には、これらの具体的、個別的事业について、どれだけの予算が確保され、実施されたのか、また、どのような成果があったかなどについて検証します。同様に、基本施策に基づいて、これから新しく設定される具体的事業についても、予算や実施状況、その成果などについて検証します。

行政が策定する計画において、計画で到達すべき数値目標や検証のための指標を設定する動きが見られます。

本計画には、数値目標や指標はありません。しかし、この計画がどれだけ実効性があったかどうかを把握する上で、これらの数値目標や指標は必要不可欠のものであるという認識の上に立ち、計画期間の早期の段階で、それらの設定に努力し、最終的には、客観的な検証の実現をめざします。

6 継続的に取り組みます

「文化行政は1年途切れたら5年後戻りをする」といわれます。また、文化事業の効果は、5年、10年の期間を経なければ、明らかにならない場合も数多くあります。文化のまちづくりをめざすためには、厳しい財政状況の中にあっても、必要最低限の予算を確保し、継続して事業を実施するよう努めます。

7 人材を確保します

文化行政の資源の中で、最も重視されるべきものは人材です。

これからの文化事業は、市民の文化的権利の保障や、那覇市の特性をさらに生かすことを基本にして企画し、実施し、評価していくことになります。また、市民や芸術家等とのコラボレーションを通して市民文化の創造と振興を図る場合においても、単に「市民参加」というレベルを超えて、市民が主体となって事業を企画・運営していく可能性を探り、それを具現化していくことが重要になってきます。

これらのことから、文化行政を担当する職員には、市民文化活性化事業、地域アイデンティティ形成事業の実施者としての役割、すなわち、プロデューサー、コーディネーター、マネージャーなどといった役割とそれを十分に果しうる資質が求められます。

さらに、その役割を果たすために、最も重視されるべき能力、すなわち、那覇市民のニーズを把握し、そのニーズに応える施策を創り出す能力は、那覇市をよく見つめ、考え、そして、公共の福祉のために働く職員としての使命を確認する作業と、その作業を通して湧き上がってくる気概の中から生まれてくるといえます。

また、各事業の実施にあたっては、時代の動きに敏感で、市民感覚を持ち、さらに、文化芸術の価値についての鑑識力と評価能力を併せ持っていることが望まれます。プランの推進、目標の達成のために、このような人材を、担当職員として確保するよう努めます。

また、より質の高い文化事業の創出のために、担当職員のほかに、適切な芸術の専門家の配置を図ります。

市民の声

- 文化とは国の財産であると思います。文化芸術にしろ文化遺産にしろ一日にして出来上がるものではないので、少しずつ市民が良い方向へ向かうようにして欲しい。また、いろいろな人達から聞く耳を持ち前向きに取り組んで欲しい。
- 那覇市を含めて各市町村で実施している文化事業は内容的にみてほとんど一緒であり、他の市町村にはできない那覇市のカラー（個性）を強く打ち出すべきである。
- 那覇市には目玉となる文化事業がなく芸術文化都市としての顔が見えてこない。
- 那覇市の自主事業は弱いのではないかと。例えば、他の自治体では芸術監督のポストを置いて成果を挙げている。
- 中心となる個性的な自主事業を継続していくことが大切であり、どのような方針で進めていくかを定める体制作りが必要ではないか。
- 市民会館とパレット市民劇場に運営サポート員を配置し、市民の意見を反映させてはどうか。
- ホールプランナーを配置し、若い世代を中心とした活動や人材を育成に取り組んでいる自治体もある。市民会館やパレット市民劇場に人材を配置して取り組んでいくべきではないか。
- これらの事業を実行するにはプロの人材が必要であり、那覇市にも企画・制作能力のノウハウをもった専門家を育成又は配置するべきである。
- 那覇市の文化事業は場当たりので一貫性がない。要因の一つとして文化に通じた専門家を配置していないからではないか。本格的な文化事業に取り組むには専門的な人材や投資は必要不可欠である。
- 文化活動に対する資金援助も大切だが、市職員の文化活動への理解が足りないのではないかと。那覇市（文化振興課）に文化芸術の専門家を配置し、役所内部でも文化についての勉強会を実施して欲しい。
- せっかく那覇市に県立芸大があるのだから、例えば、「県立芸大週間」を那覇市と芸大が連携して行なうことも可能ではないか。その際、文化振興課や教育委員会との連携が大切ではないか。
- 実際に実行可能な計画の策定に取り組んで欲しい。実行できないような計画を作っても意味がないと思う。
- 那覇市の文化事業には継続性に欠けるものがある。
- 各文化事業に予算をばら撒くような手法ではなく、中心となる事業に集中して予算を充てるべきであり、1回限りの事業で終わらずに継続していくことが大切である。



上：第4回那覇平和芸術祭
左：識名園友遊会
左下：ピース・ラブ・マチグワー&壺屋まつり
下：末吉公園まつり「末吉め杜あしび」





上：帰ってきた琉球王朝の秘宝展
 右：障害者美術展
 右上：なは青年祭
 下：第4回那覇平和芸術祭





上：識名園（国指定特別名勝）
左：園比屋武御嶽石門（国指定文化財）
左下：玉陵（国指定史跡）
下：首里城正殿
撮影 那覇市首里金城町
田崎 厚毅 さん





上：首里城文化祭～古式行列
 撮影 那覇市首里金城町
 田崎 厚毅 さん
 左：那覇まつり～那覇大綱挽
 下：那覇ハーリー～爬龍船競漕





琉球漆器



琉球びんがた



首里織



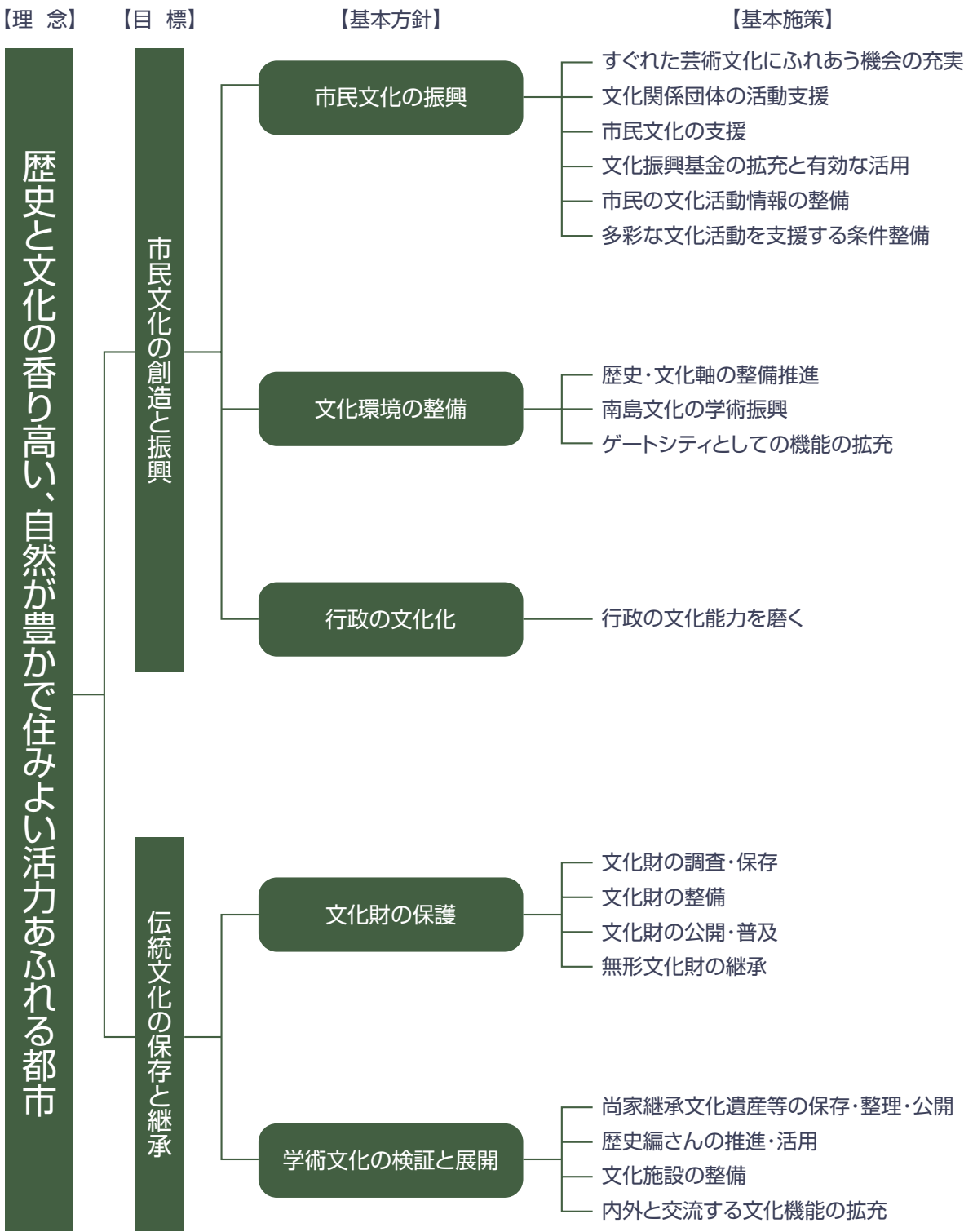
壺屋焼

資料編・目次

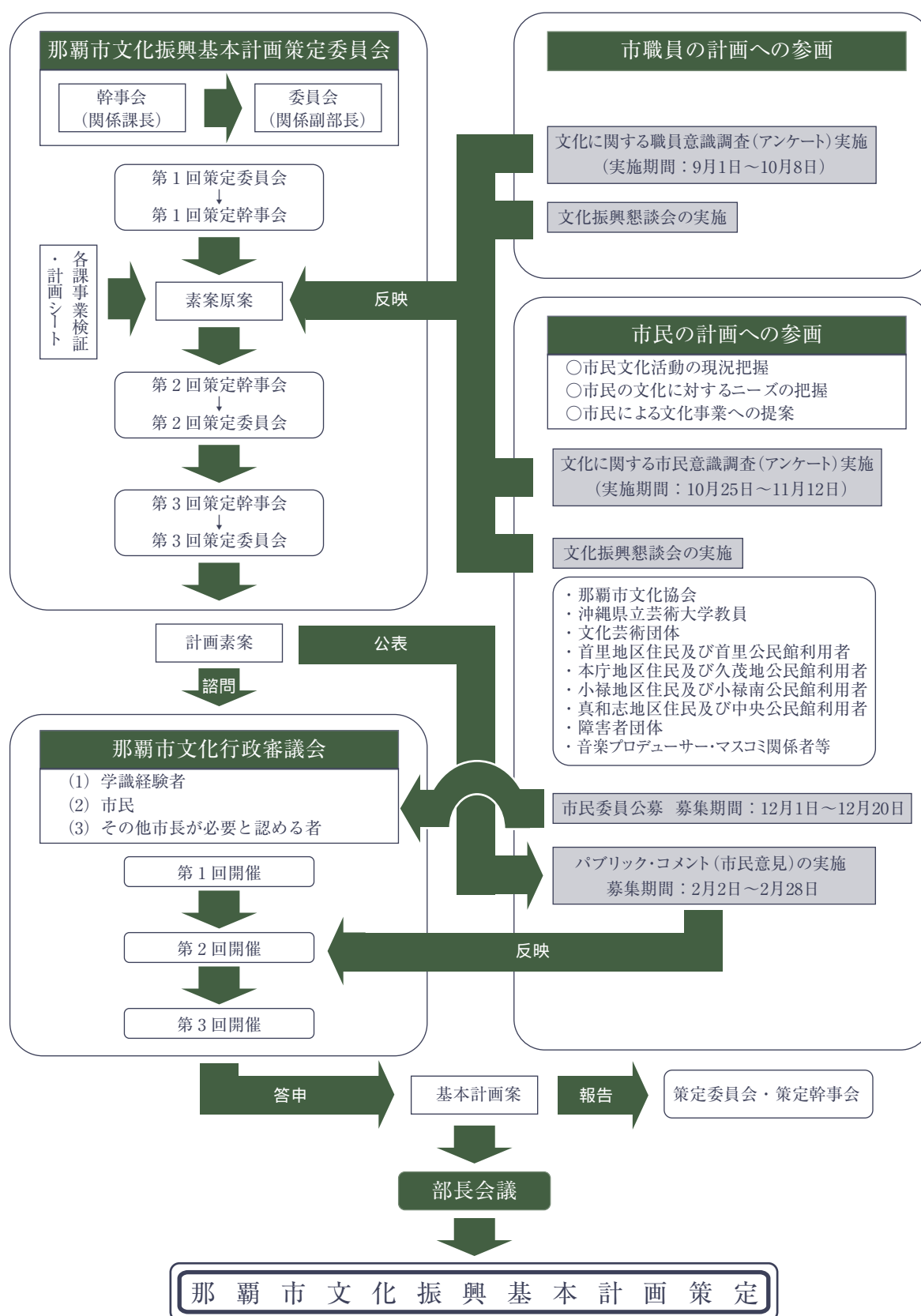
1	第3次総合計画施策の体系	62
2	那覇市文化振興基本計画策定体制	63
3	那覇市文化振興基本計画策定経過	64
4	那覇市文化振興基本計画策定委員会要綱	65
5	那覇市文化行政審議会規則	66
6	那覇市文化行政審議会委員名簿	67
7	『那覇市史』一覧	68
8	那覇市旧跡・歴史的地名等標示事業 及び世界遺産周辺整備事業	70
9	那覇市指定等文化財一覧	73
10	那覇市文化協会の現況	78
11	那覇市文化施設一覧	79
12	文化施設利用状況の推移 (平成7年度～平成16年度)	80
13	文化芸術振興基本法	81

市民の声 (文化に関する市民意識調査・各文化振興懇談会)	85
---------------------------------	----

1 第3次総合計画施策の体系



2 那覇市文化振興基本計画策定体制



3 那覇市文化振興基本計画策定経過

年 月 日	内 容
平成 16 年 8 月 12 日	第 1 回那覇市文化振興基本計画策定委員会（計画策定の主旨説明等）
13 日	第 1 回那覇市文化振興基本計画策定幹事会（計画策定の主旨説明等）
18 日	文化振興懇談会（那覇市文化協会）
9 月 1 日	文化に関する職員意識調査実施（実施期間：9 月 1 日～ 10 月 8 日）
1 日	文化振興懇談会（沖縄県立芸術大学教員）
22 日	文化振興懇談会（文化芸術団体）
27 日	文化振興懇談会（首里地区住民及び首里公民館利用者）
10 月 4 日	文化振興懇談会（本庁地区住民及び久茂地公民館利用者）
7 日	文化振興懇談会（小禄地区住民及び小禄南公民館利用者）
13 日	文化振興懇談会（真和志地区住民及び中央公民館利用者）
25 日	文化に関する市民意識調査実施（実施期間：10 月 25 日～ 11 月 12 日）
11 月 10 日	文化振興懇談会（障害者団体）
18 日	文化振興懇談会（市職員）
29 日	第 2 回那覇市文化振興基本計画策定幹事会（計画素案検討）
12 月 1 日	那覇市文化行政審議会市民委員募集（募集期間：12 月 1 日～ 12 月 20 日）
17 日	文化振興懇談会（音楽プロデューサー・マスコミ関係者等）
22 日	第 2 回那覇市文化振興基本計画策定委員会（計画素案検討）
平成 17 年 1 月 13 日	那覇市文化行政審議会市民委員選考決定
2 月 1 日	パブリック・コメント実施（募集期間：2 月 2 日～ 2 月 28 日）
4 日	第 3 回那覇市文化振興基本計画策定幹事会（計画素案検討）
10 日	第 3 回那覇市文化振興基本計画策定委員会（計画素案検討）
21 日	那覇市文化行政審議会へ諮問
21 日	第 1 回那覇市文化行政審議会（計画案検討）
3 月 18 日	第 2 回那覇市文化行政審議会（パブリック・コメントの反映・計画案検討）
28 日	第 3 回那覇市文化行政審議会（計画案検討）
5 月 12 日	那覇市文化行政審議会から助役へ答申
31 日	部長会議（那覇市文化振興基本計画審議）
7 月 15 日	那覇市文化振興基本計画策定

4 那覇市文化振興基本計画策定委員会要綱

(設置)

第1条 本市が基本理念の一つに掲げる生活・文化都市の実現に資することを目的として、文化行政を推進していくうえでの基本施策となる那覇市文化振興基本計画の素案を策定するため、那覇市文化振興基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(担当事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査及び検討を行う。

- (1) 文化振興基本計画素案策定に関する事項
- (2) その他文化振興基本計画素案策定に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

2 委員長、副委員長及び委員は、別表第1に掲げる者をもって充てる。

(会議)

第4条 委員会の会議は、必要に応じ委員長が招集する。

2 委員長は、会議を主宰する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(幹事会)

第5条 委員会の下に第2条に掲げる事項について資料を収集し、及び計画素案等を作成するため、那覇市文化振興基本計画策定幹事会（以下「幹事会」という。）を置く。

2 幹事会は、会長、副会長及び幹事をもって構成する。

3 会長、副会長及び幹事は、別表第2に掲げる者をもって充てる。

4 幹事会の会議は、会長が招集し、議長となる。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

6 前各項に定めるもののほか、幹事会の運営に関し必要な事項は、幹事会の会議において定める。

(関係職員の出席)

第6条 委員会は、必要があると認めたときは、関係職員に対し委員会の会議への出席又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、文化振興課において処理する。

付 則

この要綱は、平成16年8月12日から施行する。

別表第1

委員長	市民文化部参事兼副部長
副委員長	教育委員会生涯学習部副部長
委 員	総務部副部長
	経営企画部副部長
	都市計画部副部長
	建設管理部副部長
	経済観光部副部長
	市民文化部副部長
	健康福祉部副部長
	教育委員会学校教育部副部長

別表第2

会 長	市民文化部文化振興課主幹
副会長	市民文化部歴史資料室長
幹 事	経営企画部経営企画室長
	経営企画部情報政策課長
	総務部市長公室市民平和交流室長
	総務部市長公室なは未来室長
	都市計画部都市計画課長
	建設管理部花とみどり課長
	経済観光部商工振興課長
	経済観光部観光課長

5 那覇市文化行政審議会規則

平成3年12月26日
規則第48号

(趣旨)

第1条 この規則は、那覇市附属機関の設置に関する条例（昭和52年那覇市条例第2号）第3条の規定に基づき、那覇市文化行政審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(担回事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じて、文化行政の計画その他推進に関する必要な事項について調査審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。
2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
（1）学識経験者
（2）市民
（3）その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選でこれを定める。
2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。
2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
4 前項の場合においては、会長は、委員として議決に加わる権利を有しない。

(関係者の出席)

第7条 審議会において必要があると認めるときは、関係職員の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、市民文化部文化振興課において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成6年6月10日規則第18号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成11年11月19日規則第51号）

1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の那覇市史編集委員会規則等の規定は、平成11年9月3日（以下「適用日」という。）から適用する。
2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正に係る附属機関の委員に委嘱又は任命されている市議会議員又は市職員については、適用日において当該委員を解かれたものとする。

付 則

この規則は、平成16年11月1日から施行する。

6 那覇市文化行政審議会委員名簿

(任期) 自：平成 17 年 2 月 21 日
至：平成 19 年 2 月 20 日

役 職	氏 名	所 属 等
会 長	城 間 雨 邨	那覇市文化協会会長
副会長	島 袋 純	琉球大学助教授（行政学）
委 員	小 池 哲 央	沖縄県立芸術大学教授（音楽学部）
委 員	平 田 大 一	詩人、脚本家、演出家
委 員	川 平 恵 造	沖縄県美術家連盟理事長
委 員	西 大 八重子	西大学院院長
委 員	浦 崎 佳 子	那覇市身体障害者福祉協会相談員（公募市民委員）
委 員	仲 里 一 恵	沖縄なは子ども劇場代表（公募市民委員）
委 員	作 田 宏	行政書士（公募市民委員）
委 員	玉那覇 利恵子	コープおきなわ職員（公募市民委員）
委 員	三 木 健	琉球新報社副社長
委 員	平 良 知 二	沖縄タイムス社専務取締役

平成 17 年 3 月現在（敬称略・順不同）



那覇市文化行政審議会



那覇市文化振興基本計画答申

7 『那覇市史』 一覧

	書名	刊行年	内容
通史篇	第1巻 (前近代史)	1985年 (昭和60)	原始から古代・中世・近世(明治維新、琉球処分期)に至るまでの那覇の通史。各時代の政治・経済・教育・文化・社会・風俗などの諸分野を記述。
	第2巻 (近代史)	1974年 (昭和49)	明治12年の琉球処分から昭和20年沖縄戦終結までの66年間の通史。グラビア25頁、写真・図版118点、37名の執筆者による近代那覇の苦渋にみちた変遷史。
	第3巻 (現代史)	2006年 刊行予定	敗戦後の収容所生活から近年までの、那覇を中心とした政治・経済・文化・教育等、沖縄現代史をつづる。
資料篇 第1巻	1 考古・中世資料抄	1968年 (昭和43)	球陽、遺老説伝、琉球国由来記、沖縄旧慣地方制度、旧慣租税制度、沖縄法制史、那覇市の考古資料を網羅。
	2 薩琉関係文書	1970年 (昭和45)	琉球薩摩往復文書案、琉球渡海日々記、喜安日記、琉球館文書、御当国御高並諸上納里積記、船改之覚、三司官伊江朝睦日々記、琉球一件帳、薩琉関係史を収録。
	3 冊封使録関係資料	1977年 (昭和52)	現存するほとんどの使録を収録。①陳侃(全)②郭汝霖(抄)③蕭崇業(抄)④夏子陽(抄)⑤胡靖(全)⑥張学禮(全)⑦汪楫(全)⑧汪楫「中山沿革史」(全)⑨徐葆光「中山伝信録」(全)⑩周煌(抄)⑪李鼎元(全)※原文編・読み下し編の2冊組。
	4 歴代宝案1集抄	1986年 (昭和61)	琉球王国の外交文書の集成である『歴代宝案』から第1集(古琉球から近世初期)を抄録。
	5 家譜資料(1) 総合	1976年 (昭和51)	96冊の家譜から選んだ787名の近世沖縄人の詳細な事歴資料・家譜年表(1390年～1876年)を収録。別冊に「氏集一首里・那覇」(家譜総合目録)あり。
	6 家譜資料(2) 久米系	1980年 (昭和55)	中国からの渡来人の子孫で中国との交流の任にあたった久米村の家譜51冊を収録(上下2分冊)。
	7 家譜資料(3) 首里系	1982年 (昭和57)	琉球王府の中枢に位置した御殿、殿内家から、功労などによって士籍を賜った新参家まで、王都首里に居住した士族各層の家譜58冊を収録。家譜所載の個々人の記録は古琉球から近世に至る政治、経済、社会の一断面を垣間見せてくれる。
	8 家譜資料(4) 那覇・泊系	1983年 (昭和58)	海外貿易の窓口であり商業・手工業の中心地那覇・泊を舞台に活躍し、琉球王国の体面を経済的側面から支えた那覇・泊系の士族の家譜66冊を収録して、往時の那覇・泊の歴史ひいては琉球の産業・経済史の一端をのぞかせる。
	9 近世那覇関係・琉球資料漢文	1998年 (平成10)	近世那覇関係資料として福地家所蔵の古文書22点を収録、近世那覇の諸制度を知る好資料。第1巻10・11分冊に続き「琉球資料」の漢文編をあわせて収録(2冊組)。
	10 琉球資料(上)	1989年 (平成元)	沖縄近世期の文書群である「琉球資料」の中から、王府関係資料、地方関係資料、道徳・教戒関係資料を収録。
	11 琉球資料(下)	1991年 (平成3)	前巻につづき「琉球資料」の中から、進貢・漂着関係資料、文学・芸能関係、科試関係資料、書翰・案文関係資料を収録。
	12 近世資料補遺・雑纂	2004年 (平成16)	「御財制」を中心とした王府関係文書、「那覇由来記」などの那覇関係文書、そして福地家の裏文書等の家文書を収録。

資料 第2巻	上	新聞集成	1966年 (昭和41)	明治31年から大正3年までの県内新聞より、那覇・首里二区と真和志・小禄二村に関係あるもの1,242項目を抜粋収録。巻末に項目別索引。
	中の1	新聞集成	1969年 (昭和44)	①琉球新報(大正元年～7年5月)1,342項目②新聞集成・明治編年史(財政経済学会編昭和9年刊)より、琉球沖縄関係記事(慶応4年～明治45年)149項目を収録。
	中の2	新聞集成市政 関係資料	1969年 (昭和44)	①琉球新報(昭和4年～15年)②沖縄日報(昭和8年～15年)③沖縄朝日(昭和6年～15年)④沖縄新報(昭和19年～20年2月)⑤那覇市政史(昭和6年・市制10周年記念刊)⑥那覇市の産業(昭和6年刊・那覇市勲業課)⑦首里市記念誌(首里市制15周年)などを収録。
	中の3	教育・社会・労働・文化関係資料	1970年 (昭和45)	教育(267項目)、社会(96項目)他、小説「さまよへる琉球人」(広津和郎)、「さまよへる琉球人」に対する沖縄青年同盟よりの抗議書、沖縄言語問題(66項目)等を収録。
	中の4	琉球処分・公会 会事件史料	1971年 (昭和46)	(1)琉球処分史料―①尚泰関係史料②日本外交文書③近事評論(明治9年～14年)④廃藩当時の人物<尚球著>⑤池田成章日記(抄)(2)公会会事件史料―①公会会趣意書(全)②当時の新聞記事<読売・大阪毎日>。
	中の5	近代産業経済 金融関係資料	1972年 (昭和47)	①帝国議会議事録(抄)②沖縄救済関係資料(神山政良氏蔵:大正11年～昭和15年)③金融関係資料(明治31年～大正7年)県下銀行決算報告書。
	中の6	戦時記録	1974年 (昭和49)	市民の戦時体験記、戦時資料、慰霊碑塔所一覧、沖縄戦資料目録、太平洋戦争主要参考文献。
	中の7	那覇の民俗	1979年 (昭和54)	沖縄戦で破壊される前の旧那覇・首里・真和志・小禄の社会生活、衣食住、生業、信仰と祭祀、年中行事、人生儀礼、民俗知識、芸能、言語伝承を216点の写真、図版、地図5枚を添えて詳述。付録:那覇市歴史民俗地図(5葉)
資料 第3巻	下	那覇市政一般	1967年 (昭和42)	新聞資料以外の沖縄近代史関係の記事や文書の中から那覇市に関する部分を収録。那覇区会、小禄村関係記録、首里・真和志市誌、沖縄県史、銀行変遷史、経済事情、那覇築港誌、水道誌、大阪商船80周年史他。
	1	戦後の都市建設	1987年 (昭和62)	那覇市保管の行政文書(1945年頃～1960年頃まで)の中から、市域の拡大、土地問題、都市計画、区画整理、都市の建設の各主題別に収録。
	2	戦後の社会・文化1	2002年 (平成14)	1945年から1970年頃までの、米軍による布令・布告等の法規資料、行政資料、新聞、雑誌、米国民政府・高等弁務官府発行の機関誌(紙)等をもとに米軍統治下の文化施策に関する資料を収録。
	3	戦後新聞集成1	1978年 (昭和53)	ウルマ新報＝琉球新報の1945年から1952年までの政治、経済、社会記事を抜粋、沖縄の戦後の復興をあきらかにする。
	4	戦後新聞集成2	1983年 (昭和58)	1952年5月(講和条約発効)から1958年12月(通貨切替)までの重要記事を収録。収録項目5,400、収録紙は琉球新報、沖縄タイムス、沖縄朝日新聞、沖縄新聞
	5	戦後の社会・文化2	2006年 刊行予定	歴史資料室所蔵の個人寄贈資料の中から戦後の未公開文書を中心に、社会、政治・経済、文化、教育に整理して収録する。
	6	那覇市長事務 引継書・他	1990年 (平成2)	1948年から1962年までの那覇市長事務引継文書および1954年、1957年の都市合併に伴う旧首里市、旧小禄村、旧真和志市の三首長から那覇市長への事務引継文書を収録。
	7	市民の戦時・戦 後体験記(1)	1981年 (昭和56)	満州事変から沖縄戦までの市民の戦時下の体験記121編を収録。
別 巻	8	市民の戦時・戦 後体験記(2)	1981年 (昭和56)	(1)沖縄戦の収容所生活から、戦後の文化、社会、経済界の主だった人々の体験記、(2)満州、朝鮮、フィリピン、南洋諸島等、海外での戦争体験を収録。
		総索引・那覇 市政年表	2007年 刊行予定	『那覇市史』全32巻の総索引と、明治12年の琉球処分以降の那覇市政年表を作成し収録する。

※歴史資料室では、上記以外にも、『写真集那覇百年のあゆみ』『写真でつづる那覇 戦後50年』『詩歌集那覇を詠う』など、『那覇市史』を補完する出版物も刊行している。

8 那覇市旧跡・歴史的地名等標示事業及び世界遺産周辺整備事業

旧跡・歴史的地名等標示事業

標示名	設置年度	内容	設置場所
キラア 慶良間チーシ (シュガーローフ)	1995 年 (平成 7)	沖縄戦下の 1945 年 5 月、一週間に及ぶ日米の激しい戦いにより、双方ともこの場所で多くの犠牲者を出した	那覇市おもろまち 1 丁目 (安里配水タンク敷地内)
カテーラムイ ことぶきやま (寿山) 旧海軍壕	1995 年 (平成 7)	沖縄戦で小禄飛行場防衛のため作られた日本海軍航空隊蔵部隊本部陣地壕。総延長約 350 m、司令室、暗号室、兵員室等設置	那覇市田原 3 丁目 (田原公園内)
ざいばんぶぎょうしよ 薩摩藩在番奉行所跡	1995 年 (平成 7)	薩摩藩が出先機関として 1628 年に設置。琉球支配の拠点とする	那覇市西 1 丁目 (琉球光和ビル前)
おやみせ 親見世跡	1995 年 (平成 7)	琉球王国時代的那覇の役所跡。島津侵入の際、ここで降伏会議が行われた	那覇市東町 (沖縄大原簿記専門学校前)
那覇港および周辺の旧跡	1996 年 (平成 8)	琉球王国の表玄関として繁栄してきた那覇港周辺の名所旧跡を紹介	那覇市通堂町 (那覇埠頭船客待合所内)
てんしかん 天使館跡	1996 年 (平成 8)	王国時代、中国が派遣した冊封使 (天使) のための施設・宿舎	那覇市東町 (那覇市医師会館前)
わがさまちむら 若狭町村学校所跡	1996 年 (平成 8)	王国時代、士族の子弟が学んだ学校所及び役所跡	那覇市松山 1 丁目 (那覇市松山保育所前)
いはふゆう 伊波普猷生家跡	1997 年 (平成 9)	沖縄研究の創始者・伊波普猷の生家跡。伊波は那覇士族の素封家	那覇市西 1 丁目 (個人宅前)
ばくしよさんぼう 曝書山房跡	1997 年 (平成 9)	伊波普猷の別荘。沖縄研究の勉強会や組合活動 (キリスト教) 運動の拠点ともなった	那覇市楚辺 (城岳公園の西の麓・契約駐車場内)
ぎわんちようほ 宜湾朝保生家跡	1997 年 (平成 9)	宜湾は王国末期の三司官。琉球処分の政治過程で内部の反感を招き失職する	那覇市首里赤平町 1 丁目 (赤平マンション前)
かめがわせいふ 亀川盛武生家跡	1997 年 (平成 9)	亀川は琉球処分期の三司官で、処分の具体化に伴い宜湾と対決、辞任に追い込む	那覇市首里儀保町 3 丁目 (個人宅前)
あいじょううふみち 綾門大道周辺の旧跡	1998 年 (平成 10)	守礼門 (上の綾門) と中山門 (下の綾門) の間を中心に王府ゆかりの建造物を紹介	那覇市首里真和志町 1 丁目 (聖アンデレ教会前)
ばんざいれい 万歳嶺跡	1999 年 (平成 11)	首里八景の一つ。国王尚真が遊覧した際、民衆が万歳したことでつけられた	那覇市首里山川町 3 丁目 (首里観音堂内)
かんしやうれい 官松嶺跡	1999 年 (平成 11)	万歳嶺の西方の丘。国王尚真が数千株の松を植えさせ、「官松嶺記」の碑を建立	那覇市字松川 (沖縄都ホテル前バス停)
ちやなざちばし 茶湯崎橋跡	1999 年 (平成 11)	王国時代から昭和初期まで、首里・那覇を結ぶ重要な橋。真嘉比川に架けられた	那覇市字松川 (ライオンズマンション松川前)
うふどう 大道松原跡	1999 年 (平成 11)	王国時代、首里観音堂付近から大道にかけて続いた松並木。「上り口説」に登場	那覇市字大道 (琉生病院前)
かなぐすく 金城橋と識名平	1999 年 (平成 11)	金城川に架けられた金城橋とそこから識名に至る坂の由来等を標示	那覇市繁多川 4 丁目 (金城橋前)
泊港および周辺の旧跡	2000 年 (平成 12)	かつて欧米の来航者の上陸地であった泊港と、外人墓地など周辺の旧跡を紹介	那覇市前島 3 丁目 (とまりん緑地内)
しまじり 島尻郡役所跡	2001 年 (平成 13)	1896 年 (明治 29) に設置された島尻郡の行政を管轄した役所跡	那覇市松山 2 丁目 (沖縄銀行若松支店前)

壺屋区役所跡	2001 年 (平成 13)	1944 年 10 月 10 日の空襲で焼失した那覇市役所は戦後この地で行政をスタートさせた	那覇市壺屋（那覇市立壺屋焼物博物館近く）
みなと村役場跡	2001 年 (平成 13)	みなと村は、戦後、日本軍捕虜に変わって米軍需物資の荷役作業にあたった作業隊及びその家族が生活した特別の行政区。1950 年那覇市に合併する	那覇市奥武山町（奥武山公園内世持神社鳥居前）
真和志間切番所跡 まきりばんじょ	2001 年 (平成 13)	王国時代から 1907 年（明治 40）にかけて真和志間切の行政を管轄した役所	那覇市上間 1 丁目（上間バス停前）
小禄間切番所跡 まきりばんじょ	2001 年 (平成 13)	王国時代から 1907 年（明治 40）にかけて小禄間切の行政を管轄した役所跡	那覇市字小禄（那覇獣医科病院前）
ガジャンピラ	2002 年 (平成 14)	那覇垣花から小禄の安次嶺にいたる坂道で、近代史料で「蚊坂」と表記された	那覇市垣花 3 丁目（コンフォートビュー向かい）
先原崎灯台跡 さちばるざち	2002 年 (平成 14)	中城湾内の津堅島灯台とともに沖縄で最初に建てられた灯台（高さ 12 m、レンガ造り）。沖縄戦で破壊される	那覇市鏡水（那覇航空交通管制部入口）
沖縄地方気象台跡	2002 年 (平成 14)	1927 年（昭和 2）に建てられた気象台跡。沖縄戦で施設は全壊、米軍基地として利用された	那覇市鏡水（陸上自衛隊第一ゲート横）
小禄ノ口殿内 うるくぬんどんち	2002 年 (平成 14)	王府より任命された小禄間切小禄村のノ口の屋敷跡。ノ口は村落の祭りや祭祀の中心的役割を担った	那覇市字小禄（個人宅前）
具志火立所跡 くしひーたていじょ	2002 年 (平成 14)	船舶の帰港、来航を伝える烽火台跡。小高い丘にあったことから、「火立毛」ともよばれた	那覇市具志 1 丁目（ライオンズマンション具志前）
美栄橋駅周辺の史跡・旧跡 みえはし	2003 年 (平成 15)	かつて海中道路として築造されていた安里橋から久茂地までの「長虹堤」や湯原跡などの史跡・旧跡を紹介	那覇市牧志 1 丁目（美栄橋駅交通広場内）

世界遺産周辺整備事業

標示名	設置年度	内容	設置場所
中山門跡 ちやうざんもん	2003 年 (平成 15)	王都首里の第一の坊門。綾門大道の西端に建っていた。別名「下の綾門」「下の鳥居」とよばれた	首里山川町 1 丁目（首里琉染前）
真壁殿内跡 まかんどんち	2003 年 (平成 15)	王国時代の高級女神官の一人「真壁大阿母志良礼」の神殿及び住居跡	首里山川町 1 丁目（琉染裏側）
旧中城御殿跡 うどうん	2003 年 (平成 15)	国王の世子の旧殿宅跡。のち龍潭の北側に移転。跡地は廃藩置県後県立一中（のち首里高校）校地となる	首里真和志町 2 丁目（首里高校裏、安国寺向かい）
大美御殿跡 うらみうどうん	2003 年 (平成 15)	尚清王の世子時代の別邸。のち首里城内の女性の休養・産所、冠婚葬祭の場となった	首里真和志町 2 丁目（首里高校裏、玉陵向かい）
御客屋跡 うちやくや	2003 年 (平成 15)	薩摩藩の在番奉行などが首里城に登城する際の控所	首里寒川町 1 丁目（首里高校裏、安国寺隣）
聞得大君御殿跡 ちふいじんうどうん	2003 年 (平成 15)	王国の最高女神官「聞得大君加那志」の神殿及び住居跡。神殿は後に中城御殿（龍潭向かい）に移される	首里汀良町 1 丁目（首里中学校校門前）
首里殿内跡 しゅりんどんち	2003 年 (平成 15)	王国時代の高級女神官の一人「首里大阿母志良礼」の神殿及び住居跡	首里赤田町 2 丁目（赤田クラブ公園前）
儀保殿内跡 ぎへうんどんち	2003 年 (平成 15)	王国時代の高級女神官の一人「儀保大阿母志良礼」の神殿及び住居跡	首里汀良町 2 丁目（ライオンズマンション守礼前）
虎瀬山 とらじやま	2003 年 (平成 15)	首里赤平町の北沿いに延びる丘陵。頂上の岩石が虎の頭に見えたことで「虎頭山」とも。首里八景の一つ	首里赤平町 2 丁目（虎瀬公園内）

那覇市旧跡・歴史的地名等標示板



ばくしょさんぼう
曝書山房跡（那覇市楚辺）
沖縄研究の創始者・伊波普猷（1876～1947年）の別荘跡



みなと^{むら}村役場跡（那覇市奥武山）
那覇港湾で米軍の荷役作業に従事する労働者の労務管理を円滑にするために、
1947年に設置された特別自治体。1950年に那覇市に合併。

9 那覇市指定等文化財一覧

<国指定>

(平成17年5月1日現在)

分野	種別	種類等	名称	指定等年月	所在地・所有者等
有形文化財	美術工芸品	工芸品 (金工)	銅鐘 (旧首里城正殿鐘)	昭和 53. 6. 15	沖縄県立博物館 沖縄県
			梵鐘 { (旧円覚寺殿前鐘) (旧円覚寺殿中鐘) (旧円覚寺楼鐘)	昭和 53. 6. 15	沖縄県立博物館 沖縄県
		工芸品 (その他)	琉球王尚家伝来品	平成 14. 6. 26	那覇市歴史資料室 那覇市
		典籍	おもろさうし	昭和 48. 6. 6	沖縄県立博物館 沖縄県
			混効験集	昭和 48. 6. 6	沖縄県立博物館 沖縄県
		古文書	田名家文書附麻姓田名家家譜	昭和 48. 6. 6	首里山川町 田名弘
		歴史資料	明孝宗勅諭	平成 11. 6. 7	沖縄県立博物館 沖縄県
	建造物	橋梁	旧円覚寺放生橋	昭和 47. 5. 15	首里当蔵町 2 丁目 1 沖縄県
			天女橋	昭和 47. 5. 15	首里当蔵町 1 丁目 2 那覇市
		その他	旧崇元寺第一門及び石牆	昭和 47. 5. 15	泊 1 丁目 9 の 1 那覇市
			園比屋武御嶽石門	昭和 47. 5. 15	首里真和志町 1 丁目 7 那覇市
			玉陵墓室石牆	昭和 47. 5. 15	首里金城町 1 丁目 3 那覇市
			伊江御殿墓	平成 11.12. 1	首里石嶺町 1 丁目 67 の 1 1 丁目 62 の 4,14 伊江朝雄
			新垣家住宅	平成 14.12.26	壺屋 1 丁目 28 番の 2 新垣和子外
無形文化財	芸能		組踊	昭和 47. 5. 15	伝統組踊保存会
			琉球古典音楽	平成 12. 6. 6	照喜名朝一
			組踊音楽太鼓	平成 15. 7. 10	島袋光史
	工芸技術		紅型	平成 8. 5. 10	玉那覇有公
			首里の織物	平成 10. 6. 8	宮平初子
	選択	工芸技術	壺屋の荒焼	昭和 52. 6. 1	沖縄陶器保存会
民俗文化財	選択		那覇安里のフェーヌシマ	昭和 54.12. 7	安里南之島保存会
			沖縄の綱引き	平成 6.12. 7	
記念物	史跡		円覚寺跡	昭和 47. 5. 15	首里当蔵町 1 丁目 1,2 外 沖縄県・那覇市
			首里城跡	昭和 47. 5. 15	首里当蔵町 3 丁目 1,1 の 1 国・沖縄県
			末吉宮跡	昭和 47. 5. 15	首里末吉町 1 丁目 石沢正八郎外
			玉陵	昭和 47. 5. 15	首里金城町 1 丁目 3,3 の 1 沖縄県・那覇市
	名勝		伊江殿内庭園	昭和 61. 6. 16	首里当蔵町 2 丁目 21 の 1 外 那覇市
	特別名勝		識名園	平成 11. 3. 30	字真地 421 丁目の 1,7 外 那覇市
	天然記念物		識名園のシマチスジノリ発生地	昭和 47. 5. 15	字真地御殿原 那覇市
			首里金城の大アカギ	昭和 47. 5. 15	首里金城町 3 丁目 18 那覇市
選定保存技術			組踊道具制作	平成 6. 6. 29	久米 2 丁目 25 の 19 島袋光史

<県指定>

分野	種別	種類等	名称	指定等年月	所在地・所有者等
有形文化財	美術工芸品	絵画	自了筆白沢之図	昭和 33. 1.17	牧志 米須清方
			絹本着色花鳥図（殷元良筆）	昭和 54. 4. 9	沖縄県立博物館 沖縄県
			紙本着色雪中雉子の図 （殷元良筆）	昭和 54. 4. 9	沖縄県立博物館 沖縄県
			紙本着色奉使琉球図	昭和 57. 3. 4	沖縄県立博物館 沖縄県
			紙本墨画竹の図 （殷元良筆）	昭和 57. 3. 4	沖縄県立博物館 沖縄県
		彫刻	崇元寺下馬碑	昭和 30. 1.25	泊 1 丁目 9 の 1 那覇市
			円覚寺放生池石橋勾欄	昭和 31.12.14	首里当蔵町 2 丁目 1 沖縄県
			玉陵石彫獅子	昭和 31.12.24	首里金城町 1 丁目 3 那覇市
			木彫円覚寺白象並びに趣意書	昭和 31.12.24	沖縄県立博物館 沖縄県
			世持橋勾欄羽目	昭和 31.12.24	沖縄県立博物館 沖縄県
			玉陵碑	昭和 34. 1.29	首里金城町 1 丁目 3 那覇市
		工芸品 （金工）	聞得大君御殿雲龍黄金簪	昭和 31.12.14	沖縄県立博物館 沖縄県
			銅鐘（旧一品権現鐘）	昭和 60. 6.18	沖縄県立博物館 沖縄県
			銅鐘（旧天尊殿鐘）	昭和 60. 6.18	沖縄県立博物館 沖縄県
			銅鐘（旧天妃宮鐘）	昭和 60. 6.18	沖縄県立博物館 沖縄県
			梵鐘（旧天龍精舎鐘）	昭和 60. 6.18	沖縄県立博物館 沖縄県
			梵鐘（旧普門禅寺鐘）	昭和 60. 6.18	沖縄県立博物館 沖縄県
			梵鐘（旧霊応寺鐘）	昭和 60. 6.18	沖縄県立博物館 沖縄県
			梵鐘（旧大安禅寺鐘）	昭和 62.12.16	沖縄県立博物館 沖縄県
			梵鐘（旧永福寺鐘）	平成 2. 2. 6	沖縄県立博物館 沖縄県
		工芸品 （漆工）	黒漆堆錦山水絵大文庫	昭和 31.12.14	沖縄県立博物館 沖縄県
			黒漆螺鈿雲龍文内金箔蓋付椀	昭和 31.12.14	沖縄県立博物館 沖縄県
			黒漆螺鈿遊雁絵大文庫	昭和 31.12.14	沖縄県立博物館 沖縄県
			黒漆山水楼閣人物螺鈿机	平成 2. 2. 6	沖縄県立博物館 沖縄県
			黒漆薔薇堆錦軸盆	平成 2. 2. 6	沖縄県立博物館 沖縄県
			朱漆山水楼閣人物箔絵丸型 東道盆	平成 2. 2. 6	沖縄県立博物館 沖縄県
			朱漆巴紋牡丹沈金大御供飯	平成 2. 2. 6	沖縄県立博物館 沖縄県
			白密陀山水楼閣人物箔絵角盆	平成 2. 2. 6	沖縄県立博物館 沖縄県
		工芸品 （陶磁）	色象嵌栗絵菊花皿	昭和 54. 9. 3	沖縄県立博物館 沖縄県
			枝梅竹文赤絵椀	昭和 54. 9. 3	沖縄県立博物館 沖縄県
			線彫染付魚文皿	昭和 54. 9. 3	沖縄県立博物館 沖縄県
			象嵌色差面取抱瓶	昭和 54. 9. 3	沖縄県立博物館 沖縄県

<県指定>

分野	種別	種類等	名称	指定等年月	所在地・所有者等
有形文化財	美術工芸品	工芸品 (楽器)	三線志多伯開鐘	昭和 30. 5.23	沖縄県立博物館寄託 金城紀光
			三線湧川開鐘	昭和 30. 5.23	首里当蔵町 高宮城健
			三線江戸与那	昭和 31.12.14	沖縄県立博物館 沖縄県
			三線久場春殿	昭和 33. 8.15	松尾 我部シゲ
			三線久葉の骨型	昭和 33. 8.15	牧志 金城幸喜
			三線南風原型	昭和 33. 8.15	牧志 金城幸喜
			三線大真壁型（附胴）	平成 6. 3.15	識名 玉城亀雄
			三線富盛開鐘（附胴）	平成 6. 3.15	沖縄県立芸術大学 沖縄県
			三線盛島開鐘（附胴）	平成 6. 3.15	沖縄県立博物館 沖縄県
		書跡	蔡温の書	昭和 42. 4.11	前島 長田信子
			程順則の書	昭和 42. 4.11	沖縄県立博物館 沖縄県
			扁額「徳高」鄭元偉書	平成元 . 9.29	沖縄県立博物館 沖縄県
			扁額「凌雲」林麟煥書	平成元 . 9.29	沖縄県立博物館 沖縄県
		典籍	評定所格護定本「中山世鑑」	昭和 31.12.14	沖縄県立博物館 沖縄県
			評定所格護定本「中山世譜」	昭和 31.12.14	沖縄県立博物館 沖縄県
		古文書	宮古島下地の首里大屋子への辞令書	昭和 31.12.14	沖縄県立博物館 沖縄県
			伊平屋島仲田の首里大屋子への辞令書	昭和 53. 4. 1	沖縄県立博物館 沖縄県
			羽地間切の屋我のろへの辞令書	昭和 56. 3.30	沖縄県立博物館 沖縄県
		歴史資料	銅鐘残欠（旧波上宮朝鮮鐘）	昭和 60. 6.18	沖縄県立博物館 沖縄県
			安国山樹華木記碑	平成元 . 9.29	沖縄県立博物館 沖縄県
	建造物	寺院建築	旧円覚寺総門	昭和 47. 5.12	首里当蔵町 2 丁目 1 沖縄県
		城郭建築	旧首里城守礼門	昭和 47. 5.12	首里当蔵 3 丁目 沖縄県
		橋梁	末古宮磴道	昭和 31. 2.22	首里末古町 1 丁目 那覇市
			龍洲橋	昭和 34. 1.29	首里当蔵町 1 丁目 2 那覇市
			ヒジ川橋及び取付道路	昭和 34.12.16	字真地 沖縄県
		その他	壺屋荒焼のぼり窯附石牆	昭和 48. 3.19	壺屋 1 丁目 86 沖縄陶器（株）
無形文化財	芸能		沖縄伝統音楽安富祖流	昭和 47.12.28	沖縄伝統音楽安富祖流保存会
			沖縄伝統音楽箏曲	昭和 47.12.28	沖縄伝統音楽箏曲保存会
			沖縄伝統舞踊	昭和 47.11.21	沖縄伝統舞踊保存会
			沖縄伝統音楽野村流	昭和 47.12.28	沖縄伝統音楽野村流
			琉球歌劇	平成元 . 9.29	琉球歌劇保存会
	工芸技術		びん型	昭和 48. 7.30	沖縄伝統びん型保存会
			本場首里の織物	昭和 49. 1.17	沖縄伝統本場首里の織物保存会
			琉球漆器	平成 3. 1.16	琉球漆器保存会
	空手 古武術		沖縄の空手・古武術	平成 9. 8. 8	糸数盛喜・八木明德・宮平勝哉・ 湧川幸盛・仲里周五郎
民俗文化財	選択		首里王府の路次棗	昭和 55. 3.24	沖縄民俗芸能保存会

＜県指定＞

分野	種別	種類等	名称	指定等年月日	所在地・所有者等
記念物	史跡		園比屋武御嶽	昭和 30.11.29	首里真和志町 1 丁目 7 那覇市
			龍潭及びその周辺	昭和 30.11.29	首里真和志町 1 丁目 1,2,3,4 沖縄県
			崎樋川貝塚	昭和 31.10.19	字天久 島袋盛安他
			弁ヶ嶽	昭和 31.12.16	首里鳥堀町4丁目121、5丁目62 那覇市
			仲島の大石	昭和 33. 3.14	泉崎 1 丁目 20 の 3 那覇バスターミナル株式会社
			首里金城町石畳道	昭和 39. 5. 1	首里金城町 2 丁目, 3 丁目 国
			山下町第一洞穴遺跡	昭和 44. 8.26	山下町 167 渡嘉敷和男
	史跡		国学・首里聖廟石垣	平成 5. 6.11	首里当蔵町 1 丁目 4 の 1 沖縄県
	名勝		首里金城町石畳道	昭和 39. 5. 1	首里金城町 2 丁目, 3 丁目 国
	天然記念物		仲島の大石	昭和 33. 3.14	泉崎 1 丁目 20 の 3 那覇バスターミナル株式会社

＜市指定＞

分野	種別	種類等	名称	指定等年月	所在地・所有者等
有形文化財	美術工芸品	古文書	新修美栄橋碑	昭和 52. 4. 8	牧志 1 丁目 951 の地先 那覇市
	建造物	その他	読谷山御殿の墓	昭和 59. 8. 1	首里石嶺町 2 丁目 68 読谷山豊・中地幸子
無形文化財	工芸技術		壺屋焼	平成 13.10. 1	壺屋焼保存会
民俗文化財	有形		安谷川嶽	昭和 52. 6.27	首里当蔵町 1 丁目 28 の 4 那覇市
			内金城嶽	昭和 53.11.14	首里金城町 3 丁目 18,20 那覇市
			旧御茶屋御殿石造獅子	昭和 61. 6.25	首里崎山町 1 丁目 77 の 1 那覇市
	無形		首里汀良町の獅子舞い	昭和 62. 8.10	那覇市首里汀良町 獅子舞い保存会
			首里末吉町の獅子舞い	平成 2. 4.12	首里末吉町獅子舞い保存会
			泊地パーリー	平成 3. 7.15	泊地パーリー研究会
			字安里のフェーヌシマ	平成 6. 3.30	安里南之島保存会
			字安次嶺の村踊り	平成 6. 3.30	安次嶺村踊り保存会
			字国場のウズンピーラ	平成 6. 3.30	国場民俗芸能保存会
			首里のキューナ	平成 6. 3.30	首里キューナ保存会
			首里王府の路次楽	平成 10. 3.20	沖縄県民俗芸能路次楽保存会
			字大嶺の獅子舞い	平成 13.10. 1	字大嶺向上会
			字大嶺の地パーリー	平成 13.10. 1	字大嶺向上会
記念物	史跡		雨乞嶽	昭和 51. 4.16	首里崎山町 1 丁目 77 那覇市
			与那覇勢頭豊見親逗留旧跡碑	昭和 51. 4.16	字上之屋 201 那覇市
			宜野湾御殿の墓及び墓域	昭和 51. 9.28	首里末吉町 1 丁目 20、21 尚義清
			宝口樋川	昭和 51. 9.28	首里儀保町 4 丁目 80 那覇市
			上天妃宮跡の石門	昭和 52. 4. 8	久米 1 丁目 3 の 8 那覇市
			金城大樋川	昭和 52. 4. 8	首里金城町 2 丁目 8 那覇市
			仲之川	昭和 52. 4. 8	首里金城町 2 丁目 11 那覇市
			沢岬親方の墓	昭和 52. 6.27	繁多川 4 丁目 193 の 2 上里盛章
			安谷川	昭和 53.11.14	首里大中町 1 丁目 61 の 2 那覇市
			王の殿と王川	昭和 53.11.14	楚辺 1 丁目 345、346 仲里敏子

<市指定>

分野	種別	種類等	名称	指定等年月	所在地・所有者等
記念物	史跡		寒水川樋川	昭和 54. 7.21	首里寒川町 1 丁目 54,57 那覇市
			ヒジ川ピラ	昭和 54.12. 7	首里崎山町 4 丁目 国
			崎山御嶽	昭和 61. 6.25	首里崎山町 1 丁目 39 那覇市
			泊外人墓地	昭和 62. 8.10	泊 3 丁目 20 の 1 那覇市
			新垣ヌカー	昭和 63. 8.25	首里金城町 2 丁目 39 那覇市
			上ヌ東門ガー	昭和 63. 8.25	首里金城町 3 丁目 39 那覇市
			潮汲川	昭和 63. 8.25	首里金城町 2 丁目 50 那覇市
			下ヌ東門ガー	昭和 63. 8.25	首里金城町 3 丁目 60 那覇市
			加良川（取付道路を含む）	平成元 . 7.14	首里儀保町 2 丁目 10 の 1 那覇市
			さくの川	平成 2. 4.12	首里山川町 1 丁目 89 那覇市
			渡嘉敷三良の墓	平成 2.12.15	牧志 1 丁目 547 那覇市
			旧天界寺の井戸	平成 6. 8.10	首里金城町 1 丁目 2 の 9 外 沖縄県・那覇市
			火立毛	平成 10. 3.20	首里石嶺町 2 丁目 250 の 97 那覇市
			美連嶽	平成 10. 3.20	首里寒川町 1 丁目 4 の 4,5 那覇市
			アモールシガー	平成 11. 2.10	字小禄 628 那覇市
			シマダガー	平成 11. 2.10	字小禄 606 那覇市
	名勝		ガーナー森	昭和 49.12. 2	鏡原町 10 の 3, 10 の 7 那覇市
	天然記念物		ガーナー森	昭和 49.12. 2	鏡原町 10 の 3, 10 の 7 那覇市

那覇市指定等文化財件数一覧（平成 17 年 5 月 1 日現在）

	有形文化財（74 件）											無形文化財（20 件）				民俗文化財（16 件）			記念物（46 件）			伝統的建造物群	選定保存技術	国県市別計	
	美術工芸品（60 件）							建造物（14 件）				芸能	工芸技術	空手・古武術	選択	有形	無形	選択	史跡	名勝	天然記念物				
	絵画	彫刻	工芸品	書跡	典籍	古文書	歴史資料	寺院建築	城郭建築	橋梁	その他														
国			3		2	1	1			2	5	3	2		1			2	4	2	2			1	31
県	5	6	30	4	2	3	2	1	1	3	1	5	3	5				1	8	1	1				82
市						1					1		1			3	10		26	1	1				44
計	5	6	33	4	4	5	3	1	1	5	7	7	6	5	1	3	10	3	38	4	4	0	1		157

10 那覇市文化協会の現況

部会別会員状況 (平成 17 年 3 月 31 日現在)

	部会名	会員数		部会名	会員数
1	華 道	119	15	生活美術	98
2	日本舞踊	192	16	生活文化	55
3	フラワーデザイン	45	17	歌 謡	170
4	茶 道	109	18	フォークダンス	107
5	琉球民謡芸能	178	19	洋 舞	52
6	民 踊	174	20	社交ダンス	50
7	文 芸	96	21	演 劇	30
8	詩 吟	202	22	大正琴	329
9	写 真	53	23	古美術・骨董	16
10	音 楽	40	24	八重山芸能	170
11	古典芸能	508	25	総合部会	46
12	邦 楽	58	26	能 楽	32
13	美術工芸	70		(合計 26 部会)	
14	書 道	135			
総合計		3,134 人			

- (注) 11. 古典芸能部会構成：①三線 ②琉舞 ③箏曲 ④太鼓 ⑤胡弓 ⑥組踊 ⑦笛
13. 美術工芸部会構成：①絵画 ②彫刻 ③漆芸 ④陶芸 ⑤織・染物 ⑥ガラス工芸
⑦デザイン
10. 音 楽 部 会 構 成：①管弦楽 ②吹奏楽 ③ジャズ ④ピアノ ⑤声楽・合唱
15. 生活美術部会構成：①パッチワーク ②人形 ③ちぎり絵 ④袋物 ⑤押し花
16. 生活文化部会構成：①着付 ②礼法 ③ブクブク茶 ④琉球料理 ⑤ファッション
⑥和裁 ⑦組紐 ⑧かけはぎ
25. 「その他の部会」名を「総合部会」に変更しました。



2001 年 3 月 あけもどろ総合文化祭 社交ダンス部会主催の 1 シーン

11 那覇市文化施設一覧

施設名称	所在地	連絡先
那覇市民会館	那覇市寄宮 1-2-1	098-855-5081
パレット市民劇場	那覇市久茂地 1-1-1（パレットくもじ9階）	098-869-4880
那覇市民ギャラリー	那覇市久茂地 1-1-1（パレットくもじ6階）	098-867-7663
歴史資料室	那覇市銘苅 2-3-1（新都心銘苅庁舎2階）	098-951-3207
中央公民館・図書館	那覇市寄宮 1-2-15	(公) 098-855-8814 (図) 098-832-2521
久茂地公民館・図書館	那覇市久茂地 3-24-1	(公) 098-867-0342 (図) 098-866-6040
小禄南公民館・図書館	那覇市高良 2-7-1	(公) 098-858-0213 (図) 098-858-4696
首里公民館・図書館	那覇市首里当蔵町 2-8-2	(公) 098-885-2061 (図) 098-884-5721
若狭公民館・図書館	那覇市若狭 2-12-1	(公) 098-869-8623 (図) 098-869-4617
石嶺公民館・図書館	那覇市首里石嶺町 2-70-9	(公) 098-835-5078 (図) 098-885-1115
繁多川公民館・図書館	那覇市繁多川 4-1-38	(公) 098-835-4890 (図) 098-853-6009
那覇市立壺屋焼物博物館	那覇市壺屋 1-9-32	098-862-3761
那覇市伝統工芸館	那覇市牧志 3-2-10（てんぷす那覇2階）	098-868-7866
那覇市ぶんかテンブス館	那覇市牧志 3-2-10（てんぷす那覇3階、4階）	098-868-7810



那覇市民会館



てんぷす那覇
那覇市ぶんかテンブス館・那覇市伝統工芸館

12 文化施設利用状況の推移(平成7年度～平成16年度)

那覇市民会館

(1) 入場者数・会館日数・稼働率

(単位:人、日、%)

項目	年度	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
入場者数		241,205	234,616	246,405	234,679	250,724	275,037	189,157	171,376	151,352	157,429
会館日数		246	238	246	256	255	262	260	264	252	262
稼働率	大ホール	79.7	78.6	73.6	74.6	79.2	81.7	73.1	70.8	77.0	76.0
	中ホール	67.9	60.9	65.9	60.9	71.0	82.1	63.5	60.2	66.3	63.0
	和室	67.5	63.0	64.2	61.3	63.9	57.6	49.2	52.3	49.6	75.2
	会議室	41.1	29.4	35.0	25.4	34.9	34.7	20.8	39.0	47.6	43.1

(2) 目的別利用状況(大ホールのみ)

(単位:%)

項目	年度	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
音楽		36.2	40.6	30.5	32.7	34.9	36.2	39.4	37.2	37.4	33.5
舞踊		8.2	7.5	9.6	7.1	13.9	9.5	11.9	8.4	16.9	3.3
演劇		8.2	13.9	13.4	12.3	14.8	15.0	12.4	12.0	14.9	19.6
映画		4.1	4.3	6.4	5.6	5.8	3.6	3.6	4.2	2.6	3.3
演芸		1.0	1.1	0.0	1.0	0.5	0.0	0.0	5.8	1.0	1.4
講演		4.1	2.7	2.1	2.6	5.7	5.4	2.1	3.1	3.1	4.3
各種大会		7.6	16.0	8.6	7.1	5.3	4.5	4.2	5.7	7.2	7.7
その他		30.6	13.9	13.4	16.3	3.8	9.5	8.3	8.9	5.1	8.6
リハーサル		-	-	16.0	15.3	15.3	16.3	18.1	14.7	11.8	18.2

パレット市民劇場

(1) 入場者数・会館日数・稼働率

(単位:人、日、%)

項目	年度	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
入場者数		64,059	73,361	71,506	67,115	70,049	76,905	67,886	77,188	78,778	69,685
会館日数		278	274	278	280	277	281	277	280	286	283
稼働率		86.0	91.6	87.4	87.9	84.8	86.5	86.3	86.4	88.8	89.8

(2) 目的別利用状況

(単位:%)

項目	年度	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
音楽		50.8	54.3	52.9	50.2	48.8	51.0	45.3	42.8	37.8	31.7
舞踊		10.5	10.6	11.3	11.4	11.7	13.4	9.9	6.6	7.1	5.3
演劇		12.9	11.0	11.3	11.8	7.7	9.9	7.4	6.6	9.0	8.3
講演会		13.7	10.3	7.0	8.6	5.6	6.7	16.9	17.9	11.6	13.2
上映会		5.2	6.3	7.8	7.8	11.7	7.5	7.4	8.9	11.6	8.3
その他		6.9	7.5	9.7	10.2	14.5	11.5	13.2	17.1	22.8	33.2

那覇市民ギャラリー

(1) 入場者数

(単位:人)

項目	年度	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
入場者数		96,670	96,791	97,379	93,451	93,304	113,101	109,635	123,789	109,198	112,841

(2) 目的別利用状況

(単位:%)

項目	年度	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
絵画		31.9	56.0	32.0	34.6	26.8	38.0	35.0	28.7	29.4	28.3
写真		27.5	17.3	20.5	21.0	21.7	20.4	21.0	28.7	25.0	24.5
書		13.0	8.0	9.0	9.9	11.3	6.5	12.3	10.2	15.2	10.4
総合		14.5	8.0	14.1	14.8	23.7	14.8	15.8	15.7	13.4	21.2
染色		1.5	2.7	2.6	2.5	2.1	2.8	5.3	2.8	5.3	2.9
生活美術		-	-	-	-	-	8.3	3.5	5.6	3.6	5.7
工芸		0.0	0.0	10.2	6.2	3.1	2.8	2.6	4.6	2.7	1.0
陶芸		7.3	2.7	3.8	6.2	4.1	2.8	1.8	0.9	1.8	2.0
彫刻		0.0	1.3	2.6	2.5	3.1	1.8	1.8	1.9	1.8	2.0
デザイン		0.0	0.0	2.6	-	-	-	-	-	-	-
その他		4.3	4.0	2.6	2.5	4.1	1.9	0.9	0.9	1.8	2.0

13 文化芸術振興基本法

文化芸術振興基本法

(平成十三年法律第百四十八号) (平成十三年十二月七日公布)

目次

前文

第一章総則（第一条—第六条）

第二章基本方針（第七条）

第三章文化芸術の振興に関する基本的施策（第八条—第三十五条）

附則

文化芸術を創造し、享受し、文化的な環境の中で生きる喜びを見出すことは、人々の変わらない願いである。また、文化芸術は、人々の創造性をはぐくみ、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌を提供し、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するものであり、世界の平和に寄与するものである。更に、文化芸術は、それ自体が固有の意義と価値を有するとともに、それぞれの国やそれぞれの時代における国民共通のよりどころとして重要な意味を持ち、国際化が進展する中において、自己認識の基点となり、文化的な伝統を尊重する心を育てるものである。

我々は、このような文化芸術の役割が今後においても変わることなく、心豊かな活力ある社会の形成にとって極めて重要な意義を持ち続けると確信する。

しかるに、現状をみるに、経済的な豊かさの中にありながら、文化芸術がその役割を果たすことができるような基盤の整備及び環境の形成は十分な状態にあるとはいえない。二十一世紀を迎えた今、これまで培われてきた伝統的な文化芸術を継承し、発展させるとともに、独創性のある新たな文化芸術の創造を促進することは、我々に課された緊要な課題となっている。

このような事態に対処して、我が国の文化芸術の振興を図るためには、文化芸術活動を行う者の自主性を尊重することを旨としつつ、文化芸術を国民の身近なものとし、それを尊重し大切にしよう包括的に施策を推進していくことが不可欠である。

ここに、文化芸術の振興についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、文化芸術の振興に関する施策を総合的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、文化芸術が人間に多くの恵沢をもたらすものであることにかんがみ、文化芸術の振興に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文化芸術の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術に関する活動（以下「文化芸術活動」という。）を行う者（文化芸術活動を行う団体を含む。以下同じ。）の自主的な活動の促進を旨として、文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術活動を行う者の自主性が十分に尊重されなければならない。

2 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術活動を行う者の創造性が十分に尊重されるとともに、その地位の向上が図られ、その能力が十分に発揮されるよう考慮されなければならない。

3 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることにかんがみ、国民がその居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。

4 文化芸術の振興に当たっては、我が国において、文化芸術活動が活発に行われるような環境を醸成することを旨として文化芸術の発展が図られ、ひいては世界の文化芸術の発展に資するものであるよう考慮されなければならない。

5 文化芸術の振興に当たっては、多様な文化芸術の保護及び発展が図られなければならない。

6 文化芸術の振興に当たっては、地域の人々により主体的に文化芸術活動が行われるよう配慮するとともに、各地域の歴史、風土等を反映した特色ある文化芸術の発展が図られなければならない。

7 文化芸術の振興に当たっては、我が国の文化芸術が広く世界へ発信されるよう、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進が図られなければならない。

8 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術活動を行う者その他広く国民の意見が反映されるよう十分配慮されなければならない。

（国の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、文化芸術の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、文化芸術の振興に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の関心及び理解）

第五条 国は、現在及び将来の世代にわたって人々が文化芸術を創造し、享受することができるとともに、文化芸術が将来にわたって発展するよう、国民の文化芸術に対する関心及び理解を深めるように努めなければならない。

（法制上の措置等）

第六条 政府は、文化芸術の振興に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 基本方針

第七条 政府は、文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図るため、文化芸術の振興に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針は、文化芸術の振興に関する施策を総合的に推進するための基本的な事項その他必要な事項について定めるものとする。

3 文部科学大臣は、文化審議会の意見を聴いて、基本方針の案を作成するものとする。

4 文部科学大臣は、基本方針が定められたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

第三章 文化芸術の振興に関する基本的施策

（芸術の振興）

第八条 国は、文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術（次条に規定するメディア芸術を除く。）の振興を図るため、これらの芸術の公演、展示等への支援、芸術祭等の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。

（メディア芸術の振興）

第九条 国は、映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術（以下「メディア芸術」という。）の振興を図るため、メディア芸術の製作、上映等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（伝統芸能の継承及び発展）

第十条 国は、雅楽、能楽、文楽、歌舞伎その他の我が国古来の伝統的な芸能（以下「伝統芸能」という。）の継承及び発展を図るため、伝統芸能の公演等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（芸能の振興）

第十一条 国は、講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能（伝統芸能を除く。）の振興を図るため、これらの芸能の公演等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（生活文化、国民娯楽及び出版物等の普及）

第十二条 国は、生活文化（茶道、華道、書道その他の生活に係る文化をいう。）、国民娯楽（囲碁、将棋その他の国民的娯楽をいう。）並びに出版物及びレコード等の普及を図るため、これらに関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（文化財等の保存及び活用）

第十三条 国は、有形及び無形の文化財並びにその保存技術（以下「文化財等」という。）の保存及び活用を図るため、文化財等に関し、修復、防災対策、公開等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（地域における文化芸術の振興）

第十四条 国は、各地域における文化芸術の振興を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示等への支援、地域固有の伝統芸能及び民俗芸能（地域の人々によって行われる民俗的な芸能をいう。）に関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（国際交流等の推進）

第十五条 国は、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進を図ることにより、我が国の文化芸術活動の発展を図るとともに、世界の文化芸術活動の発展に資するため、文化芸術活動を行う者の国際的な交流及び文化芸術に係る国際的な催しの開催又はこれへの参加への支援、海外の文化

遺産の修復等に関する協力その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、前項の施策を講ずるに当たっては、我が国の文化芸術を総合的に世界に発信するよう努めなければならない。

(芸術家等の養成及び確保)

第十六条 国は、文化芸術に関する創造的活動を行う者、伝統芸能の伝承者、文化財等の保存及び活用に関する専門的知識及び技能を有する者、文化芸術活動の企画等を行う者、文化施設の管理及び運営を行う者その他の文化芸術を担う者（以下「芸術家等」という。）の養成及び確保を図るため、国内外における研修への支援、研修成果の発表の機会の確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化芸術に係る教育研究機関等の整備等)

第十七条 国は、芸術家等の養成及び文化芸術に関する調査研究の充実を図るため、文化芸術に係る大学その他の教育研究機関等の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国語についての理解)

第十八条 国は、国語が文化芸術の基盤をなすことにかんがみ、国語について正しい理解を深めるため、国語教育の充実、国語に関する調査研究及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

(日本語教育の充実)

第十九条 国は、外国人の我が国の文化芸術に関する理解に資するよう、外国人に対する日本語教育の充実を図るため、日本語教育に従事する者の養成及び研修体制の整備、日本語教育に関する教材の開発その他の必要な施策を講ずるものとする。

(著作権等の保護及び利用)

第二十条 国は、文化芸術の振興の基盤をなす著作権の権利及びこれに隣接する権利について、これらに関する国際的動向を踏まえつつ、これらの保護及び公正な利用を図るため、これらに関し、制度の整備、調査研究、普及啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国民の鑑賞等の機会の充実)

第二十一条 国は、広く国民が自主的に文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会の充実を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示等への支援、これらに関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(高齢者、障害者等の文化芸術活動の充実)

第二十二条 国は、高齢者、障害者等が行う文化芸術活動の充実を図るため、これらの者の文化芸術活動が活発に行われるような環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(青少年の文化芸術活動の充実)

第二十三条 国は、青少年が行う文化芸術活動の充実を図るため、青少年を対象とした文化芸術の公演、展示等への支援、青少年による文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校教育における文化芸術活動の充実)

第二十四条 国は、学校教育における文化芸術活動の充実を図るため、文化芸術に関する体験学習等文化芸術に関する教育の充実、芸術家等及び文化芸術活動を行う団体（以下「文化芸術団体」という。）による学校における文化芸術活動に対する協力への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(劇場、音楽堂等の充実)

第二十五条 国は、劇場、音楽堂等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、公演等への支援、芸術家等の配置等への支援、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(美術館、博物館、図書館等の充実)

第二十六条 国は、美術館、博物館、図書館等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、展示等への支援、芸術家等の配置等への支援、文化芸術に関する作品等の記録及び保存への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域における文化芸術活動の場の充実)

第二十七条 国は、国民に身近な文化芸術活動の場の充実を図るため、各地域における文化施設、学校施設、社会教育施設等を容易に利用できるようにするための措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

(公共の建物等の建築に当たっての配慮)

第二十八条 国は、公共の建物等の建築に当たっては、その外観等について、周囲の自然的環境、地域の歴史及び文化等との調和を保つよう努めるものとする。

(情報通信技術の活用の推進)

第二十九条 国は、文化芸術活動における情報通信技術の活用を推進を図るため、文化芸術活動に関する情報通信ネットワークの構築、美術館等における情報通信技術を活用した展示への支援、情報通信技術を活用した文化芸術に関する作品等の記録及び公開への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体等への情報提供等)

第三十条 国は、地方公共団体及び民間の団体等が行う文化芸術の振興のための取組を促進するため、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(民間の支援活動の活性化等)

第三十一条 国は、個人又は民間の団体が文化芸術活動に対して行う支援活動の活性化を図るとともに、文化芸術活動を行う者の活動を支援するため、文化芸術団体が個人又は民間の団体からの寄附を受けることを容易にする等のための税制上の措置その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(関係機関等の連携等)

第三十二条 国は、第八条から前条までの施策を講ずるに当たっては、芸術家等、文化芸術団体、学校、文化施設、社会教育施設その他の関係機関等との連携が図られるよう配慮しなければならない。

2 国は、芸術家等及び文化芸術団体が、学校、文化施設、社会教育施設、福祉施設、医療機関等と協力して、地域の人々が文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会を提供できるようにするよう努めなければならない。

(顕彰)

第三十三条 国は、文化芸術活動で顕著な成果を収めた者及び文化芸術の振興に寄与した者の顕彰に努めるものとする。

(政策形成への民意の反映等)

第三十四条 国は、文化芸術の振興に関する政策形成に民意を反映し、その過程の公正性及び透明性を確保するため、芸術家等、学識経験者その他広く国民の意見を求め、これを十分考慮した上で政策形成を行う仕組みの活用等を図るものとする。

(地方公共団体の施策)

第三十五条 地方公共団体は、第八条から前条までの国の施策を勘案し、その地域の特性に応じた文化芸術の振興のために必要な施策の推進を図るよう努めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する
(文部科学省設置法の一部改正)

2 文部科学省設置法(平成十一年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

第二十九条第一項第五号中「著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)」を「文化芸術振興基本法(平成十三年法律第百四十八号)第七条第三項、著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)」に改める。第二十九条第一項第五号中「著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)」を「文化芸術振興基本法(平成十三年法律第百四十八号)第七条第三項、著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)」に改める。

理 由

文化芸術が人間に多くの恵沢をもたらすものであることにかんがみ、心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与するため、文化芸術の振興に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文化芸術の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術活動を行う者の自主的な活動の促進を旨として、文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

市民の声

文化に関する市民意識調査・ 各文化振興懇談会

文化に関する市民意識調査の自由意見、
各文化振興懇談会における発言要旨です。

「プランの基本姿勢」につながるご意見

- 文化行政について、市民の側は上で決められたことに対して受身となっているように思う。
- 文化振興基本計画の中に、市民会館等の文化施設のバリアフリー化を充実させる施策を盛り込んで欲しい。
- 障害をもつ市民や観光客のために、首里城等の観光地や公共施設には介護者や会場案内の手話通訳者を置いて欲しい。
- 「うないフェスティバル」で知的障害者を対象にした音楽会に参加したが、出演したアーティストの方々も理解を示してくれて大変すばらしかった。障害をもつ市民でも気軽に参加できるようなコンサート等をもっと那覇市として開催・提供していくべきではないか。
- 舞台に上がるためのスロープを設置するなど、発表する場のバリアフリー化を進めて欲しい。また、パレット市民劇場にあるトイレは、急な階段を上り下りしなければならず、障害者をもとより老人や子供たちにとっても危険だと思う。
- 伝統的な文化を残すと共に、子供たちが芸能、芸術に触れることができる機会をより増やして欲しいと思っています。
- 文化芸術に親しむ機会を子供の頃から平等に行なえば、好きな子は才能を発揮すると思う。不登校、いじめ、不良もなくなるでしょう。
- 文化という目に見えにくい部分についても役所の役割はあると思いますが、市民の側からも含めて市民が主役の文化行政のあり方について考えなければならないと思います。
- 現在の施設や新設予定の施設は、必ず障害者に配慮したバリアフリー施設に整備して欲しい。パレット市民劇場のトイレは最悪で年寄りにもまったくやさしくない階段で子供でも危ない。
- お年寄りは低料金にして欲しい。また、施設のバリアフリー化を進めて欲しい。

「市民文化の創造と振興」につながるご意見

- 市民文化を発展させるためにも、市民会館やパレット市民劇場をもっと活用していくべきではないか。例えば、空き日を練習会場として無料で開放したらどうか。
- 市民会館は市民にとって遠い存在となっており、もっと市民の活動の場になるべきである。市民会館もアイデアや連携次第で自主事業の外に様々な可能性があるのではないか。
- 公民館利用団体のサークル活動や各地域で行なわれている文化活動などの文化の底辺拡大が那覇市の文化隆盛につながるものであり、財政的に厳しいかもしれないが、これらの活動を那覇市としてバックアップして欲しい。
- 公民館や沖縄展などで作品を発表展示しているが、那覇市でもっと作品を展示できる場所・機会を設けて欲しい。公共施設の空きスペースを利用するなど、展示可能な場所を提供することはできないか。
- 沖縄県女性総合センター（ているる）で作品の展示会を開催したりするが、作品を見てもらえるとやりがい生まれサークル活動の励みとなる。
- 公民館や学校等の施設は需要が多く利用できる時間が限られている状態である。以前は夜の10時まで利用できたが、今は9時半までしか利用できないので利用時間を増やすよう努力して欲しい。今後、新規のサークル活動団体が増えたとき対応できないのではないか。
- 現在、公民館では老人会やエイサー等のサークル活動の需要が多く、使用できるスペースが不足している状況である。公民館以外にも地域住民が気軽に使えるような文化施設を確保して欲しい。新たに施設を作るのではなく、民間の施設（空家・空室）を賃貸する等して場所を提供してはどうか。
- 市民会館の休館日には、会館の駐車場や屋外階段等の空きスペースを市民に開放してはどうか。例えば、屋外ライブや路上パフォーマンスの場として活用できるのではないか。
- 与儀公園の屋外ステージをライブやコンサートを開催するなどして、もっと積極的に活用した方が良いと思う。
- 先日、県立武道館で「那覇市障害者美術展」を開催したが、作品数が300点以上と多いので会場選びに苦慮している。那覇市との共催という形でパレットの市民ギャラリーを活用する方法もあるのではないか。
- 沖縄インディーズの祭典「沖縄音楽市」が沖縄市で開催するが、音楽市では行政側は市民会館などの貸館で対応してもらっている。また、公民館が借りられずストリートで活動している現状があり、行政がストリートライブを積極的にフォローしてあげるなど、環境作りの面でのバックアップが必要ではないか。

- 若者の音楽活動ができるスペースをもっと整備・支援していくべきではないか。
- 行政が文化の産業化に関してできる事として「那覇市ぶんかテンプス館」は良い例だと思うが、基本的に音楽好きな若者は行政とは関係なく自主的に活動している。文化の産業化とは民間でやっていくべきものであり、行政はあまり意識しなくてもよいのではないか。行政が果たすべき役割は、施設の使用時間を延長するなど環境作りを整えることであり、もっと上の視点から暖かく見守ってほしい。ただし、数年ですぐに変わるものではないので継続していくことが大切である。
- 市民一体となった文化への取り組みが非常に大事であると痛感する。そのためには、市がバックアップするよう予算面での対策が大切である。
- 那覇の市場などの街を使った展覧会のイベントが行なわれているが、広報などの点で弱いと思う。そういった点での行政の助けがあると良いのではないかと思う。
- 那覇市の文化施設等を活用した発表の場の提供があれば、展覧会の開催も可能ではないか。ぜひ、市民ギャラリーを芸大学生の発表の場として使用できるよう配慮してほしい。
- 観光客相手の施設として「那覇市ぶんかテンプス館」も確かに必要だが、もっと様々な活用の仕方があると思う。観光客向けの沖縄文化を発信するだけでなく、インディーズに代表される若きアーティストの活動拠点として欲しい。
- レベルの高い芸術作品を子供たちに鑑賞させるよりも、見るだけではなく文化芸術を体感できるような体験型の文化事業が大切である。
- 映画という文化についても議論してほしい。那覇市として市民参加型の映画祭を開催してほしい。また、沖縄で唯一の映画看板師がいるが、看板を那覇市のまちづくりに活かせないものか。
- 首里地区は文化活動が盛んな地域で115もの公民館利用団体があるが、サークル活動の成果を発表する場所が少ない。例えば、市民会館やパレット市民劇場などの使用料を減免するなどして発表の場を設けて欲しい。
- 民間の空き店舗前でストリートライブを催したりする文化の出前事業を沖縄市で実施しているが、行政の方から文化を出前することで、まちに賑わいが戻り経済効果が生まれている。ピースフル・ラブロック・フェスティバルのイベントの経済効果を調査したが、広告や会場への移動など大きな効果がある。那覇市も市民会館の使用時間の延長や大晦日カウントダウンに貸出して使い勝手を良くすれば、会館に人が足を運ぶようになり経済効果につながると思うので調査・分析してはどうか。また、那覇市にあるライブハウスでは著作権使用料の支払いができない店もあり、音楽特区として取り組んではどうか。
- 那覇市の観光スポットが主に国際通りとなっていて、昔は活気のあった平和通りは人通りも少ない状況です。そこで、今閉店となっている店舗を小中高の学生の発表の場としてはどうか（例えば、農林高校など何か生産しているものがあれば、それを売った収入で新たに物を生産する）。子供達の手助けをやってあげることができれば、沖縄の未来へとつながっていくと思う。あと、平和通りへも活気を取り戻して欲しい。
- 地域に活動できる場所が欲しい。
- 文化芸術施設を那覇の中心に。例えば、国映館の後利用とか、第二公設市場の空き地など国際通り又は近隣に劇場や音楽鑑賞ができるホール等あるといいと思います。コンサートについても宜野湾市まで行かなくてはならず、あきらめたりします。観光客目当ての施設ではなくて、あくまでも那覇市民の憩いの場としての施設、そこに観光客もいらしていただいたらなお更いいではありませんか。
- 文化人、芸能人との対話をもっとして欲しい。伝統芸能の保存育成に力を入れて欲しい。発表の場をもっと作って欲しい（場所の低料金）。
- 発表の場の機会がたくさんあれば大変良いと思いますので、よろしくお願いします。
- 那覇の「文化・劇場マップ」を作成して文化情報を広く提供し、既存の文化施設を十分に活用するような仕組みづくりが大切ではないか。・公民館の中だけではなく公民館利用団体が広く活動できるような場を、那覇市ホームページや広報紙を通して情報提供すべきではないか。
- 市民会館は駐車場が少ないので、県立病院の駐車場に車を止めたりしている。「駐車場MAP」を作成するなどして周辺駐車場の情報をもっと発信すべきではないか。
- 那覇市もホームページ上でライブハウスの情報を掲載してはどうか。
- 那覇市民会館の駐車場の確保をお願いしたい。周辺に駐車場がなく利用しにくい。
- イベント等があっても駐車所があまりなく不便である。公共交通機関を利用したくても、本土に比べると明らかに整備されていない。だから行きたいと思っても、なかなか行こうと思わなくなってしまう。

- ①小さい子供がいる為、ゆっくり鑑賞が出来ないので子供を預かってくれる場所も設けて欲しい。又は、一緒に鑑賞できるような催し物を作って欲しい。②那覇市民会館やパレット市民劇場の駐車場を考えると、足が遠のくので無料駐車場を確保して欲しい。③新都心など広い土地に文化施設を作り、駐車場も整備して欲しい。④沖縄出身のバンドや歌手が多く世に出ているので、メジャーデビューできるようなコンテストを開催してはどうか。
- 交通が不便。駐車スペースがないために鑑賞や参加することを断念することが多い。
- 那覇市民会館の老朽化が気になる（駐車場もない）。おもろまち等の広い土地に新しく建設してもらいたい。
- 私自身、生まれ育った那覇市に対して非常に愛着があります。現在、那覇市に住んでいませんが、那覇市の発展をいつも願っています。将来は那覇市に戻るつもりですが、安心そして心豊かになおかつ健康に生活していくためには、文化事業に触れる機会が多いことは非常に重要だと思います。現在、公民館において音楽活動をしていますが、大好きな音楽を通して地域などに貢献できないかと思っています。そういう意味での情報交換の場が欲しいです。今後の那覇市の文化行政事業が、もっと身近なもの、気軽に手が届く内容になることを期待しています。頑張ってください。
- 沖縄には僕のような外部（県外）からの人間が必ずいます。観光客も含めればたくさんの人が沖縄に訪れます。僕のような人間も地域の文化やイベントに気軽に参加したいです。
- 公民館利用団体のサークル活動と小中学校のクラブ活動との交流がもっと盛んになるよう那覇市として取り組んで欲しい。
- 広く子供たちが鑑賞できる文化事業を今後とも続けて欲しい。
- 那覇市がもっと価値ある公演や作品などを鑑賞できる機会を増やして欲しいです。
- あまり予算のないのに、箱物ばかりを作って公演の数が少ないというのはやめて欲しい。本土から良い公演を呼ぶのは何十万～何百万というお金がかかるのだから、そこに助成して、なるべく数多くの良い公演を呼んで欲しい。そして、自前でも公演できるように、子供もたくさんいろいろな芸術に親しめるように、教育と人材育成に力を入れて欲しい。
- 美術館や博物館を整備し、もっとテレビやタウン情報誌で特集を組んでアピールして欲しい。
- 財政や人材など困難なことがあると思いますが、美術館など市民が芸術文化に親しめる場を提供して欲しい。
- 那覇市に美術館がないのは寂しい。那覇市で中展が見られるようにして欲しい。また、博物館やギャラリー以外でも文化財や美術品等が拝見できたらいいと思います。
- 那覇新都心に美術館と博物館ができると聞いています。その施設が子供から（小学校低学年以下）高齢者、障害者の方が気軽に利用できるようにして欲しい。小さな子を連れて行くのがとても気が引けます。ガラスケースの中だけでは、いくら説明文があってもわかりません。見て、触れて、感じることも大切だと思います。施設のバリアフリーだけではなく、心のバリアフリーも忘れず、このアンケートが市民、県民、すべての方のお役に立てばよいと思い協力しました。これからも頑張ってください。
- 子供たちだけではなく、親も地域住民も巻き込みでの事業が望ましい。
- 文化行政についてもっと市民に対して広報していく必要があるのではないか。実際に文化行政として取り組んでいることを知らせて欲しい。
- 文化に関する補助金制度などの様々な情報を、行政として各文化団体に対して広く提供すべきではないか。
- 那覇空港に文化講座の案内板を設置し、500万人を超える観光客をターゲットにした文化事業も可能ではないか。
- 文化芸術振興基本法では補助金を受けるには、受け皿となるNPO組織を作らないといけないが、どこの窓口に行けばどのような補助金を受けられるという制度があまり知られていない。那覇市はこれらの情報を各文化団体に広く提供すべきである。これに対して、各文化団体も良い企画を提案しなければならない資質が問われていると思う。
- 市民会館等の施設使用料の減免申請や文化活動に対してどのような助成制度があるのかが分かりにくい。これらの情報をもっと提供して欲しい。
- 日常生活が精神的、経済的に安定していないと、文化芸術に触れるのは難しいと思います。生活が潤ってはじめて、心に余裕が生まれると考えているので、文化芸術を取り巻く個々の生活背景の確充がもっとも大切だと思います。文化芸術について、どちらかというと受身でいいかなという思いがあります。自ら行なうとなると相当なパワーが必要なので…。行政には、常に情報発信して欲しいです。いつ自分が発信者になるか分かりませんが、いつかその時期が来ると信じています。

- 今年の5月まで吹奏楽団サークルで約5年間活動をしていましたが、事情によりそのサークルがなくなってしまう、インターネットで吹奏楽団のサークルを探しております。できれば、毎月見ている那覇市の広報誌（市民の友）にサークル募集の案内を載せて欲しいです。
- 大変ではありますが、学校、公民館、自治会、各PTA、教育委員会、各団体、有識者、その他多くの意見・協力を得ながら文化振興を進めて欲しい。補助金制度についてやどんなサポートを受けられるのかを活動団体へ周知するなど、情報発信をどんどん行なって欲しい。

「地域・都市文化の創造と振興」につながるご意見

- 「てんぶす那覇」を観光客相手の事業だけに使用するのではなく、クリエイティブな専門家を配置し、例えば、国際通り・平和通り・第2公設市場跡を中心とした「劇場ロード構想」として事業展開を進めてはどうか。
- 那覇ハーリーや那覇大綱引きのような大きな伝統ある祭り以外にも、各地域で個々に行なわれている祭りを那覇市としてバックアップし、那覇市全体の大きな祭りとして発展させていくべきではないか。
- 各地域の伝統行事や祭りに対して、那覇市として積極的に支援して欲しい。
- 11月3日の行事の一つとして国際通りを王朝絵巻行列があり、毎年楽しみにしていますが、一つとても気になることがあります。それは、行列に参加している方の衣装の乱れ、襟元がはだけていたり、歩き方にしても真面目さが伝わりません。行列の間を横断する者もおり格調高い祭りのはずなのに、これでは他県の方に恥ずかしい思いです。守礼の邦の名にふさわしいマナーを守って欲しいと思います。
- 文化行政に対する意見かと思いますが、まず、公民館活動への支援と充実をしてもらいたいと思います。文化活動とは底辺を広げることが大切で、多くの市民の方々が郷土文化に関心を持ち、積極的に参加する意欲を高揚すべきである。文化継承と言うのは、市民がこぞって参加するものであって、興味関心を持って活動することであると思います。
- 地域の経済振興のため、那覇市として紅型や壺屋焼き物などに関わっている部分はあるが、インディーズに代表されるような新しい音楽分野の産業化に対する行政の関わり方についてどう思うか。例えば、人材育成や環境作りの面など行政として関わっていく部分があるのかないのか。
- その分野に長けた指導者などを育成することに力を注いで欲しい。
- 歴史的な文化都市を目指すのであれば、例えば、世界文化遺産である首里城への車両（特にタクシー）制限は必要ではないか。
- 本土の学生は修学旅行の平和学習等で沖縄の歴史を知っているが、地元の子供達に対しても積極的に沖縄の歴史を教えていくべきである。総合学習の一環で小学生と一緒に地域の文化財について学んでいるがとても大切なことだと思う。
- 以前と比べ公共施設も良くなり街並みもきれいになっているが、公園や街路樹等の枯葉は市民がボランティアで掃除をしている。観光都市として那覇市の方でも対応して欲しい。また、道路や公園に植樹をするときは植える木を考慮して欲しい。
- 普段の生活の中から感じております清掃活動の大切さを是非文化の仲間に加えていただけないでしょうか。きれいな街を散歩するのは誰しも好きなはずで心を癒します。心も豊かにするはずで。その点芸術と同じものだと思います。時折市内を歩くことがあります、道路がゴミで汚れている所を見かけます。何も汚れているのは人間だけではなく、枯葉、野良猫、野良犬も放置されているのではと思うこともあります。紙くず等は雑草よりも見苦しいものです。それから、文化財地域の道案内の立札は、なるべく観光案内のパンフレットに載せ撮影でも風格を乱すようなものへの規制も必要になってくるのではないのでしょうか。観光客が増えて嬉しい反面、安全対策のほうもよろしくお願いします。こちら毎日町ごと自治会長さんを先頭に清掃活動を実施しておりますが、雨の多い沖縄雑草の伸びが早く追いつかない状態ですが、健康である限り頑張っていけそうです。ハミングしながら楽しく毎日が働けるように清掃歌なるものを作ってみました。素人なので作曲は出来ませんが、童話の「もも太郎」の替え歌で勇ましく雑草「征伐」に励みたいと思っております。♪①一つ見てもいつ来てもきれいな街は文化都市ポイ捨てやめてよい市民②一つ見てもいつ来てもきれいな街は花ざかり咲かせてみましよう蘭ら、ら、らん♪
- 水の流れが途絶えた「開南せせらぎ通り」について、那覇高校の下を流れる地下水を活用すれば水を流すことが可能となる。水を汲み上げる電気代を通り会が負担する必要がある。

- 小禄南区画整理地域には文化財に指定された井戸があるが、周辺道路等は整備されているのに井戸は放置された状態である。
- エコロジーを考えて欲しい。波の上の海岸を大切にしたい。あそこに道路は要らない。低排出ガスのエコバスを走らせて欲しい。特に国際通り。自然の環境を何よりも大切にしてください。市場やまちぐあーの雰囲気（那覇らしさ）はフォーエバーをお願いします。
- 漫湖公園の湖の木が伸びすぎて豊見城側の風景が見えなくなりつつある。

「伝統文化の保存と継承」につながるご意見

- 小禄地区は那覇市の中でも歴史的文献が少なく遅れている現状がある。現在、各字に編集員を置いて「うるくの歴史と文化を語る会」を結成し、字史の編集をしている。
- 小禄には、山下洞穴という考古学上大変重要な文化財があるが、地主が洞穴への立ち入りを拒否している。夏休みの自由研究で訪れる子供達や学生も多いので、行政として早く対応して欲しい。
- 地域の歴史や庶民の身近な暮らしの中にも文化は根付いている。首里王府の華やかな歴史だけが文化ではない。
- 方言を守るため積極的に方言を使うような施策をしないといけない。また、方言を文字という形で資料として残していく取り組みも必要ではないか。
- 那覇市は伝統文化の保存と継承を目標に掲げているが、尚家継承文化遺産についてもっと積極的に取り組むべきであり、ぜひ那覇市で展示会を開催して欲しい。現在、これらの文化財を公開する施設が那覇市にはないので、尚家の遺産を常設展示できる施設や現代美術など市民文化の拠点となるような美術館を建設すべきである。
- 伝統工芸館も可能性はいろいろあると思うので、市民がうまく活用できるプログラムを作って欲しい。新しい場所での展開に期待している。
- 尚家の遺産等を那覇市で所蔵されていたかと思いますが、常設の展示公開をぜひやって欲しい。
- 旧跡標示板や石碑の字が汚れや経年劣化で読みづらくなっているの、きちんと管理して欲しい。
- 琉球王朝の秘宝展を鑑賞してきました。工芸品を通して琉球王朝時代背景や人々の暮らしを少し垣間見た感じがします。大変勉強になりました。このような機会がもっと増えればと思っています。ありがとうございました。
- 伝統文化の保存と継承の問題は、伝統文化を担う次世代の若手が不足している現状があるので、これら若手の人材育成が課題である。
- 新しい芸術文化を鑑賞するのも大切だが、ウチナー口（方言）や昔の遊びなどを通して、子供達へ伝統文化を伝えるべきである。
- 伝統文化を活用したまちの振興が大切である。伝統文化を継承する人材の育成を図るべきである。また、那覇市の中心部には文化施設も多いが小禄地区にはそれがない。伝統工芸館の跡利用についても十分に考慮して欲しい。
- 小禄にある御嶽（ウタキ）等の文化財をどう活かし、どのような方法で子供たちへ伝えるかを模索すべきである。伝統文化を伝えていくのは重要な課題であり、次の世代に小禄の字史を文献として残していく必要がある。また、どうしたら子供達が伝統文化に対して関心を持ち、理解してもらえるかを考えなければならない。
- 方言等を子供たちに継承させることが必要では？
- 沖縄文化の基盤となっている沖縄語の保護・普及に那覇市が積極的に係わるべきではないかと思います。
- 子供や主人が旗頭など沖縄の伝統文化を受け入れ活動している。沖縄の伝統ある文化を継承して欲しい。
- 沖縄方言の伝承に力を尽くしてください。
- 後継者の育成に力強く取り組んで欲しい。関心はあってもどうしたら学べるかが分からない。
- 伝統文化の保存と継承を目的として掲げているが、那覇にどのような伝統文化があるのか具体的に示して欲しい。那覇の伝統文化を知らない市民が多いのではないか。
- 那覇市の旧跡や文化財等をまとめたガイドブックやパンフレットを作成して欲しい。例えば、「歴史散策マップ」といったものを作ってはどうか。

- 沖縄は中国や東南アジア諸国などの海外文化を積極的に取り入れて独自の文化を有しているが、これらの地域に根差した文化を広めていくことが大切であり、那覇市としても協力して欲しい。
- 沖縄には本土にない文化や唯一の太平洋戦争の戦跡があるところである。それらを整備し観光コースとすれば、観光立国として沖縄県は益々発展する。また、周囲をきれいな海で囲まれている沖縄は、本土の人達に知られていない多くの良地が存在している。これらを特異な文化と併せ世界に紹介する機会を設けていくなれば、もっと魅力あふれる島になると思う。

「行政の文化化の推進」につながるご意見

- このアンケートでただ集計を取るだけではなく、市職員が万人のボランティアということを実感して行動してもらいたい。業種にもよるが民間では、ボランティア出勤やボランティア残業が当たり前のだから。那覇市の広報誌（市民の友）は余りパツとしないと思う。
- 行政も担当者によって理解のある人の場合が良いが、文化に理解のない担当者（上司も含めて）の場合は、文化活動を進めて行く上で難点が生じる。組織というものは人によって変わるものではなく、一貫した文化行政でなくてはならない。上司よりも市民をしっかり見つめて文化行政を進めて欲しい。

「プランの推進にあたって」につながるご意見

- 市民と文化団体が絶えず接触を持ち、広く深く浸透させるような計画にして欲しい。
- 那覇市の組織として文化行政の窓口を一本化すべきである。窓口が教育委員会と文化振興課とで分かれており、市民の側から見ると分かりづらい。「生涯学習フェスティバル」などの事業は、教育委員会と文化振興課が協力して取り組むべきではないか。
- 市民会館とバレット市民劇場に運営サポート員を配置し、市民の意見を反映させてはどうか。
- 文化とは国の財産であると思います。文化芸術にしろ文化遺産にしろ一日にして出来上がるものではないので、少しずつ市民が良い方向へ向かうようにして欲しい。また、いろいろな人達から聞く耳を持ち前向きに取り組んで欲しい。
- 中心となる個性的な自主事業を継続していくことが大切であり、どのような方針で進めていくかを定める体制作りが必要ではないか。
- 那覇市には目玉となる文化事業がなく芸術文化都市としての顔が見えてこない。
- 那覇市を含めて各市町村で実施している文化事業は内容的にみてほとんど一緒であり、他の市町村にはできない那覇市のカラー（個性）を強く打ち出すべきである。
- せっかく那覇市に県立芸大があるのだから、例えば、「県立芸大週間」を那覇市と芸大が連携して行なうことも可能ではないか。その際、文化振興課や教育委員会との連携が大切であり、コーディネーターとなる人材が必要である。
- 親子で参加できる事業があれば、県立芸大の先生方も協力できると思う。これらの体験型文化事業は県立芸大のスペースだけでは足りないもので、那覇市の施設をもっと活用できれば良いのではないか。
- 県立芸大と那覇市がタイアップして公開講座（こちらから市民の方へ出向く移動講座）を開催してはどうか。
- 実際に実行可能な計画の策定に取り組んで欲しい。実行できないような計画を作っても意味がないと思う。
- 那覇市の文化事業には継続性に欠けるものがある。また、那覇市としてこの1年間こういう文化事業を行ないますという大きなビジョンを示すべきではないか。明確なテーマを決めて早急に取り組むべきである。
- 各文化事業に予算をばら撒くような手法ではなく、中心となる事業に集中して予算を充てるべきであり、1回限りの事業で終わらせずに継続していくことが大切である。
- 那覇市の施設を使用するとき不便なところがあるが未だ改善されていない。この点についてもっと努力して欲しい。
- 文化行政には長期的ビジョン（計画）が必要とされ、市側の人材育成や専門家の配置が必要不可欠であるが、行政の人事では3～4年で異動があるので、文化に通じた専門家が育たないのではないか。

- これらの事業を実行するにはプロの人材が必要であり、那覇市にも企画・制作能力のノウハウをもった専門家を育成又は配置するべきである。
- 那覇市の自主事業は弱いのではない。例えば、名護市、佐敷町、沖縄市は芸術監督のポストを置いて成果を挙げている。また、アートマネジメント市民との協働やプロの演出家の招聘もしている。
- 事業の構成や編成ができるアートマネージャー的な専門家を置くべきである。
- 那覇市の文化事業は場当たりの一貫性がない。要因の一つとして文化に通じた専門家を配置していないからではないか。本格的な文化事業に取り組むには専門的な人材や投資は必要不可欠であり、那覇市にも具志川市や佐敷町のような具体的に目に見えるような文化行政が必要ではないか。
- 勝連町では、ホールプランナーを配置し、若い世代を中心とした活動や人材を育成している。那覇市も、市民会館やパレット市民劇場に人材を配置して取り組んでいくべきではないか。
- 文化活動に対する資金援助も大切だが、市職員の文化活動への理解が足りないのではないか。那覇市（文化振興課）に文化芸術の専門家を配置し、役所内部でも文化についての勉強会を実施して欲しい。

その他のご意見

- パブリックコメントで実際に市民から意見が出てくるのは少ないのではない。この制度で基本計画に市民の声が十分反映できるかは疑問である。
- 文化振興ビジョンの10年計画の中で、那覇市としてどのような事業に取り組んだのか、どのような文化行政を展開したのかを検証して欲しい。
- 那覇市の文化予算は那覇市全体の予算1千億円からすれば約0.4%程度であり、30万人規模の都市で、1人当たり約千円程度の文化予算ではあまりにも少ないのではない。水戸市では全体の予算の1%を文化予算に充てている。文化都市を実現するには、それなりの投資が必要であり、もっと大きな文化事業を提案すべきである。
- 県立芸大にある西洋音楽、琉球舞踊、古典音楽などのジャンルの中から、那覇市の方で注目すべきところは宣伝してもらい事業化を進めてはどうか。
- 日展の開催はあまりにも独自性が欠ける。沖縄独自の企画展にするべきであり、地元で作る企画を大切にすべきである。
- 沖縄芝居は位置的に低いところにあり史劇を今一度掘り起こす必要がある。衰退していく沖縄芝居をどのようにしていくのか。那覇市の文化行政の中でどのように位置づけていくのか考えて欲しい。例えば、「那覇まつり」のプログラムの中に盛り込むことはできないか。
- 佐敷町はまちづくりに視点を置いて個性的事業を展開しているが、那覇市は何がしたいのかよく分からない。どこに重点を置き、どういう体制で進めていくのかが見えない。
- 那覇市文化協会の問題点はプロとアマチュアが混在しているところにある。アマチュアは自費で活動しており、プロとアマチュアとをきちんと選別しないといけないのではない。文化協会の位置づけを考えるべきである。
- 専門家を配置する際、各分野別にプロデューサーを配置するという形にしてはどうか。例えば、芝居2人、伝統芸能2人、音楽2人の各分野のプロデューサーを2カ月ごとに交替して運営していく集団指導型の形式にしたら良いと思う。
- 市民会館のような多目的ホールも必要だが、佐敷町のシュガーホールのように音響設備の整った音楽専用ホールも整備して欲しい。
- 小禄の自衛隊基地内に沖縄戦時代の海軍砲台があるが、終戦後60年も経ち資料もない状況なので何とか保存して欲しい。市民にも広くこの砲台があることを知らせるべきである。
- 鹿児島島の知覧のように、自衛隊や米軍の航空機を保存・展示してはどうか。将来的にみて観光資源になると思う。
- 浦添市美術館のように那覇市も独自の美術館を建設して欲しい。理想としては、そこで美術展を開催したい。
- 文化の産業化に関して地域の行政がどのような支援が可能なのか。どういう期待がもてるのか。
- インディーズなどの若者音楽に対して行政として関わるべきか、行政と馴染むのかという根本的な問題であるが、伝統芸能を除き若者音楽は基本的には行政とはなじまないと思う。若者とは不良的な部分を持ち合わせているので、彼らの自主的な活動を見守っていくという精神論的なもので十分ではないか。

- 売れる前の段階での支援は必要なく現在十分に足りている状況である。売れる売れないは本人の力量であり、プロデューサーとの出会いなどやる側の問題である。発表する場はそれぞれあり、皆な自主的に活動している。ハード面の使い勝手の部分でのバックアップは可能かもしれないが、人材育成などソフト的な部分では難しいのではないかな。
- ポップミュージックを主にやっているが臨機応変に対応しなければならず、行政では対応することが難しいのではないかな。これまで日本の音楽著作権を管理する団体は、JASRAC（日本音楽著作権管理協会）しかなく、2001年に新しい法律（著作権等管理事業法）が施行され、JASRAC以外でも著作権管理を行えるようになったが、民謡を中心とした著作権保護は民間では荷が重すぎるので行政の方で担うべきである。エフエム沖縄と浦添市とで音楽事業をやってきたが、役所中心ではうまくいかなかった。基本的に民間が主体となってやるべきであり、行政側はあまりタッチすべきではないと思う。
- インディーズには確かにビジネスチャンスがあると思うが、行政がどのように関わっていくのか疑問である。また、沖縄芝居は予算的にも厳しい状況にあり俳優さんに負担を掛けている現状がある。財政的に厳しいかもしれないが、行政として文化予算をもっと充ててもらいたい。
- 文化の産業化への行政の関わり方についての意見をただ漠然と聞くのではなく、那覇市として具体的に提案を出してもらいたい。例えば「那覇ハーリー」や「那覇まつり」など、現在関わっている文化事業の中から活かせるものを具体的に話し合うべきではないかな。
- 予算面での援助や環境整備の面でのバックアップが必要である。
- 那覇市や沖縄市など行政と共催事業を行ってきたが、インフラ整備や許認可をする際にネットワーク良く対応して欲しい。また、文化事業を共催する際、那覇市として何をしてくれるのか、どのようなバックアップをしてくれるのかを具体的に示して欲しい。クラシックやオペラなど民間イベントでは乗り切れない分野に対して、どこまで協力してくれるのかを示し予算化できれば、人材育成の面など行政としてタッチしやすい部分が広がるのではないかな。
- 若者音楽について、インディーズなどの分野はあらかじめ方向性は出ていると思う。最低限必要と思われるものは、すでに議論として出ているので追加するのはないと思う。
- 200組ほどのインディーズバンドに会って話を聞いたが、彼らが文化の産業化というテーマにそぐうのか、ビジネスとして公的にサポートするべき対象なのか疑問である。行政側の支援としては、イベンターが使用する場所の許認可をとってあげたり、ライブハウスへの経済的サポートなどが考えられる。また、ポップスや民謡などの知的所有権を保護することも大切だと思う。
- フランスは文化が混在している国で文化を国家戦略として位置づけている。そのフランスの文化省にはライブハウスの情報をまとめた人をロック担当官として配置している。文化の産業化は民間の自主性に任せるべきであり、行政はさりげなく後押しをして欲しい。また、那覇市の方からやりたい文化事業を提案してくれたら、色々なアイデアや意見が出ると思う。
- 行政は公平性が求められるが、産業とは競争社会の中にあり、公平性と競争性の両立は難しいと思われる。行政が文化の産業化に関与できる部分があるとすれば、教育現場で関与できる機会があるのではないかな。学校教育の中で文化芸能にふれる機会を増やし、将来的に職業として芸で身を立てていくような取り組み方もあるのではないかな。すでにインディーズ活動をしている者に対して行政は敢えてタッチしなくてもよいのではないかな。
- テキサス州で開催されるS X S W（サウス・バイ・サウス・ウェスト）のように市民会館や各ライブハウスのフリーパスを作って、那覇市を1週間音楽のまちにしてはどうか。このようなイベントは1民間企業では不可能で、行政が中心となり各団体との調整や交通・地域等の問題に取り組まなければ開催は難しい。那覇軍港や奥武山公園を利用した大規模な会場を設置するフェスティバル方式のイベントもあるが、都市型のサウス・バイ・サウス方式で行政と民間が共に力を合わせてやっていくべきである。
- 那覇市の文化に対し、もっと興味・関心があるものの、幼少期は那覇市外で過ごしていたので、身近に感じる事がなく、また、参加する機会もあまりないように思う。子供が小学生になってからは、学校や地域の取り組みで少しずつ情報が得られるようになってきた。
- 公共施設の駐車場はどこでも無料であって欲しい。そうすれば、文化財（遺産）及び文化芸術の鑑賞も安心してできます。
- 那覇市内に沖縄県が美術館や博物館を整備するから、それでよいと思います。
- 私は3年前に宜野湾市から那覇市新都心へ引っ越してきました。本が好きで首里の石嶺にある図書館まで行って本を借りていますが、なかなか仕事の関係で時間がなく、又駐車場の空きがなく帰ってくる始末です。早く新都心に図書館を建設してください。
- 様々な年代が集まるような美術館などの施設の整備が必要ではないでしょうか。

- ①那覇市の図書館は雑誌類が多いわりに、文学小説や専門書が極めて少ないように感じます。これでは、市民の文化レベルはなかなか上がらないのではないのでしょうか。また、図書館だけではなく専門書を扱う大型書店が県内に1軒もないことに疑問を感じます。②本格的な音楽ホールの整備が望まれます。整備が整っていないと、一流の音楽家はなかなか沖縄公演を開かないと思います。
- 中央公民館や中央図書館を早急に新設すべき。障害者への対応や子供の読書コーナーも×。新しい分館を作る前に考えるべきだったのではないかと思います。市内の多くの人が利用する施設が、40代の私が小学校の頃から使っている施設をだましだまし使っているのを見ると情けなくります。県都那覇の中央公民館がこれでは……。限りある予算を有効に価値ある使い方を考えて欲しい。
- 大学で芸術を専攻しても、卒業後それを十分に生かして就職することができないと聞いた。雇用の面も考えていただきたい。
- 国際通りにオープンした「てんぷす那覇」に期待しているが、現在の1階部分は国際通りのお土産品屋の延長にすぎずがっかりしている。
- 那覇市内の図書館の所蔵している本は、本土に比べて"書き込み"が多くて驚いています。良い点（司書の方々が親切、一度にたくさんの本が借りられること等）もあるだけに、借りる側のマナーの低さは改善する必要性が高いのではないかと思います。市内の図書館相互間の貸借が大変スムーズで便利である点も那覇市の魅力であると思います。
- 4月に主人の退職で沖縄へ戻ってきました。挑戦してみたいことは色々ありますが、親の介護で余り自分の時間が持てないのが実情です。それでも、気分転換に月に2回、好きなフラダンスに通っています。これからも自分で工夫しながら、少しゆとりの時間が作れたらと思っています。



文化振興懇談会
沖縄県立芸術大学教員との懇談会



文化振興懇談会
障害者団体との懇談会

【策定担当】

市民文化部文化振興課
課 長 島 仲 徳 子
主任主事 関 口 博 之

市民文化部歴史資料室
主 査 宮 城 晴 美

教育委員会文化財課
主 査 岸 本 修

経済観光部観光課
主 査 南 吉 成（平成16．文化振興課主査）

田 名 真 之（平成16．歴史資料室長）

那覇市文化のまちづくりプラン

那 覇 市 文 化 振 興 基 本 計 画

2005年7月策定

【発行】

那覇市市民文化部文化振興課
〒902-0061 那覇市寄宮1丁目2番1号
TEL:(098)855-5082 FAX:(098)855-5089
E-mail:c-bunka001@neo.city.naha.okinawa.jp

【印刷】

株式会社 尚生堂 那覇支店
那覇市前島1丁目6番1号 喜瀬ビル1F
TEL:(098)869-0568 FAX:(098)869-0578

表 紙：那霸港圖
裏表紙：那霸及久米村圖
金城安太郎画
<金城米子氏提供>

